

変 更 前	変 更 後	備 考
1.7.1 想定される自然現象（地震及び津波を除く）に対する設計5-1-18	1.7.1 想定される自然現象（地震及び津波を除く）に対する設計5-1-18	
1.7.2 人為による現象（故意によるものを除く）に対する設計5-1-20	1.7.2 人為による現象（故意によるものを除く）に対する設計5-1-20	
1.8 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止 …………… 5-1-22 ²	1.8 廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止…………… 5-1-21 ¹	記載の繰上げ
1.9 臨界防止に対する設計 …………… 5-1-22	1.9 臨界防止に対する設計…………… 5-1-22	
1.10 その他…………… 5-1-22	1.10 その他…………… 5-1-22	
1.10.1 構造設計等 …………… 5-1-22	1.10.1 構造設計等…………… 5-1-22	
1.10.2 品質保証 …………… 5-1-24 ⁴	1.10.2 品質マネジメント…………… 5-1-23 ³	記載の見直し
1.10.3 準拠規格及び基準 …………… 5-1-24	1.10.3 準拠規格及び基準…………… 5-1-24	
2. 廃棄物管理を行う放射性廃棄物 …………… 5-2-1	2. 廃棄物管理を行う放射性廃棄物…………… 5-2-1	
2.1 概 要…………… 5-2-1	2.1 概 要…………… 5-2-1	
2.2 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の分類 …………… 5-2-1	2.2 廃棄物管理を行う放射性廃棄物の分類 …………… 5-2-1	
2.2.1 受け入れる放射性廃棄物の区分…………… 5-2-1	2.2.1 受け入れる放射性廃棄物の区分…………… 5-2-1	
2.2.2 処理後の放射性廃棄物の区分…………… 5-2-3	2.2.2 処理後の放射性廃棄物の区分…………… 5-2-3	
2.3 放射性廃棄物の受入れ形態 …………… 5-2-4	2.3 放射性廃棄物の受入れ形態 …………… 5-2-4	
2.4 放射性廃棄物の移動形態 …………… 5-2-6	2.4 放射性廃棄物の移動形態 …………… 5-2-6	
2.5 放射性廃棄物の管理形態 …………… 5-2-7	2.5 放射性廃棄物の管理形態 …………… 5-2-7	
2.6 参考文献 …………… 5-2-8	2.6 参考文献…………… 5-2-8	
3. 建 家…………… 5-3-1	3. 建 家…………… 5-3-1	
3.1 概 要 …………… 5-3-1	3.1 概 要…………… 5-3-1	
3.2 設計方針 …………… 5-3-2	3.2 設計方針…………… 5-3-2	
3.3 主要な建家…………… 5-3-2	3.3 主要な建家 …………… 5-3-2	
3.4 評 価 …………… 5-3-8	3.4 評 価…………… 5-3-8	
4. 廃棄物管理設備本体 …………… 5-4-1	4. 廃棄物管理設備本体…………… 5-4-1	
4.1 概 要 …………… 5-4-1	4.1 概 要…………… 5-4-1	
4.2 処理施設 …………… 5-4-1	4.2 処理施設…………… 5-4-1	

変 更 前	変 更 後	備 考
4.2.1 概 要…………… 5-4-1	4.2.1 概 要…………… 5-4-1	記載の繰上げ（以下、同様）
4.2.2 液体廃棄物の処理施設…………… 5-4-1	4.2.2 液体廃棄物の処理施設…………… 5-4-1	
4.2.2.1 概 要…………… 5-4-1	4.2.2.1 概 要…………… 5-4-1	
4.2.2.2 設計方針…………… 5-4-2	4.2.2.2 設計方針…………… 5-4-2	
4.2.2.3 主要設備の仕様…………… 5-4-2	4.2.2.3 主要設備の仕様…………… 5-4-2	
4.2.2.4 主要設備…………… 5-4-2	4.2.2.4 主要設備…………… 5-4-2	
4.2.2.5 試験検査…………… 5-4- <u>8</u>	4.2.2.5 試験検査…………… 5-4- <u>6</u>	
4.2.2.6 評 価…………… 5-4- <u>8</u>	4.2.2.6 評 価…………… 5-4- <u>6</u>	
4.2.3 固体廃棄物の処理施設…………… 5-4- <u>9</u>	4.2.3 固体廃棄物の処理施設…………… 5-4- <u>7</u>	
4.2.3.1 概 要…………… 5-4- <u>9</u>	4.2.3.1 概 要…………… 5-4- <u>7</u>	
4.2.3.2 設計方針…………… 5-4- <u>10</u>	4.2.3.2 設計方針…………… 5-4- <u>8</u>	
4.2.3.3 主要設備の仕様…………… 5-4- <u>10</u>	4.2.3.3 主要設備の仕様…………… 5-4- <u>9</u>	
4.2.3.4 主要設備…………… 5-4- <u>10</u>	4.2.3.4 主要設備…………… 5-4- <u>9</u>	
4.2.3.5 試験検査…………… 5-4- <u>23</u>	4.2.3.5 試験検査…………… 5-4- <u>22</u>	
4.2.3.6 評 価…………… 5-4- <u>23</u>	4.2.3.6 評 価…………… 5-4- <u>22</u>	
4.3 管理施設…………… 5-4- <u>24</u>	4.3 管理施設…………… 5-4- <u>23</u>	
4.3.1 概 要…………… 5-4- <u>24</u>	4.3.1 概 要…………… 5-4- <u>23</u>	
4.3.2 設計方針…………… 5-4- <u>24</u>	4.3.2 設計方針…………… 5-4- <u>23</u>	
4.3.3 主要設備の仕様…………… 5-4- <u>25</u>	4.3.3 主要設備の仕様…………… 5-4- <u>23</u>	
4.3.4 主要設備…………… 5-4- <u>25</u>	4.3.4 主要設備…………… 5-4- <u>23</u>	
4.3.5 試験検査…………… 5-4- <u>27</u>	4.3.5 試験検査…………… 5-4- <u>25</u>	
4.3.6 評 価…………… 5-4- <u>27</u>	4.3.6 評 価…………… 5-4- <u>25</u>	
5. 放射性廃棄物の受入れ施設…………… 5-5-1	5. 放射性廃棄物の受入れ施設…………… 5-5-1	
5.1 概 要…………… 5-5-1	5.1 概 要…………… 5-5-1	
5.2 液体廃棄物の受入れ施設…………… 5-5-1	5.2 液体廃棄物の受入れ施設…………… 5-5-1	
5.2.1 概 要…………… 5-5-1	5.2.1 概 要…………… 5-5-1	
5.2.2 設計方針…………… 5-5-1	5.2.2 設計方針…………… 5-5-1	

変 更 前	変 更 後	備 考
8.4.1 概 要…………… 5-8-12	8.4.1 概 要…………… 5-8-12	
8.4.2 設計方針…………… 5-8-12	8.4.2 設計方針…………… 5-8-12	
8.4.3 主要設備の仕様…………… 5-8-12	8.4.3 主要設備の仕様…………… 5-8-12	
8.4.4 主要設備…………… 5-8-13	8.4.4 主要設備…………… 5-8-13	
8.4.5 試験検査…………… 5-8-13	8.4.5 試験検査…………… 5-8-13	
8.4.6 評 価…………… 5-8-13	8.4.6 評 価…………… 5-8-13	
8.5 その他設備…………… 5-8-13	8.5 その他設備…………… 5-8-13	
8.5.1 概 要…………… 5-8-13	8.5.1 概 要…………… 5-8-13	
8.5.2 消防設備…………… 5-8-13	8.5.2 消防設備…………… 5-8-13	
8.5.2.1 概 要…………… 5-8-13	8.5.2.1 概 要…………… 5-8-13	
8.5.2.2 設計方針…………… 5-8-13	8.5.2.2 設計方針…………… 5-8-13	
8.5.2.3 主要設備の仕様…………… 5-8-14	8.5.2.3 主要設備の仕様…………… 5-8-14	
8.5.2.4 主要設備…………… 5-8-14	8.5.2.4 主要設備…………… 5-8-14	
8.5.2.5 試験検査…………… 5-8-15	8.5.2.5 試験検査…………… 5-8-15	
8.5.2.6 評 価…………… 5-8-15	8.5.2.6 評 価…………… 5-8-15	
8.5.3 電気設備…………… 5-8-15	8.5.3 電気設備…………… 5-8-15	
8.5.3.1 概 要…………… 5-8-15	8.5.3.1 概 要…………… 5-8-15	
8.5.3.2 設計方針…………… 5-8-15	8.5.3.2 設計方針…………… 5-8-15	
8.5.3.3 主要設備の仕様…………… 5-8-16	8.5.3.3 主要設備の仕様…………… 5-8-16	
8.5.3.4 主要設備…………… 5-8-16	8.5.3.4 主要設備…………… 5-8-16	
8.5.3.5 試験検査…………… 5-8-17	8.5.3.5 試験検査…………… 5-8-17	
8.5.3.6 評 価…………… 5-8-17	8.5.3.6 評 価…………… 5-8-17	
8.5.4 通信連絡設備…………… 5-8-18	8.5.4 通信連絡設備…………… 5-8-17	記載の繰上げ
8.5.4.1 概 要…………… 5-8-18	8.5.4.1 概 要…………… 5-8-17	記載の繰上げ
8.5.4.2 設計方針…………… 5-8-18	8.5.4.2 設計方針…………… 5-8-18	
8.5.4.3 主要設備の仕様…………… 5-8-18	8.5.4.3 主要設備の仕様…………… 5-8-18	
8.5.4.4 主要設備…………… 5-8-18	8.5.4.4 主要設備…………… 5-8-18	
8.5.4.5 試験検査…………… 5-8-18	8.5.4.5 試験検査…………… 5-8-19	記載の繰下げ

変更前		変更後		備考
表		表		
第 1.6.1 表	クラス別施設(1)…………… 5-表-1	第 1.6.1 表	クラス別施設(1)…………… 5-表-1	
第 1.6.2 表	クラス別施設(2)…………… 5-表-3	第 1.6.2 表	クラス別施設(2)…………… 5-表-3	
第 3.3.1 表(1)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-4	第 3.3.1 表(1)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-4	
第 3.3.1 表(2)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-5	第 3.3.1 表(2)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-5	
第 3.3.1 表(3)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-6	第 3.3.1 表(3)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-6	
第 3.3.1 表(4)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-7	第 3.3.1 表(4)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-7	
第 3.3.1 表(5)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-8	第 3.3.1 表(5)	主要な建家に収容される主な施設、設備…… 5-表-8	
第 4.2.1 表	液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様…… 5-表-9	第 4.2.1 表	液体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様…… 5-表-9	
第 4.2.2 表	固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様…… 5-表-1 <u>1</u>	第 4.2.2 表	固体廃棄物の処理施設の主要設備の仕様…… 5-表-1 <u>0</u>	
第 4.2.3 表	固体廃棄物減容処理施設での放射性物質の 取扱い量…………… 5-表-1 <u>9</u>	第 4.2.3 表	固体廃棄物減容処理施設での放射性物質の 取扱い量…………… 5-表-1 <u>8</u>	
第 4.3.1 表	管理施設の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>20</u>	第 4.3.1 表	管理施設の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>19</u>	
第 5.2.1 表	液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様… 5-表- <u>22</u>	第 5.2.1 表	液体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様… 5-表- <u>21</u>	
第 5.3.1 表	固体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様… 5-表- <u>23</u>	第 5.3.1 表	固体廃棄物の受入れ施設の主要設備の仕様… 5-表- <u>22</u>	
第 6.2.1 表	計測制御設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>24</u>	第 6.2.1 表	計測制御設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>23</u>	
第 6.3.1 表	集中監視設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>25</u>	第 6.3.1 表	集中監視設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>24</u>	
第 7.1.1 表	放射線監視設備の主な仕様…………… 5-表- <u>26</u>	第 7.1.1 表	放射線監視設備の主な仕様…………… 5-表- <u>25</u>	
第 8.2.1 表	気体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様…… 5-表- <u>27</u>	第 8.2.1 表	気体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様…… 5-表- <u>26</u>	
第 8.3.1 表	液体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様…… 5-表- <u>33</u>	第 8.3.1 表	液体廃棄物の廃棄施設の主要設備の仕様…… 5-表- <u>32</u>	
第 8.5.1 表	消防設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>35</u>	第 8.5.1 表	消防設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>34</u>	
第 8.5.2 表	電気設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>35</u>	第 8.5.2 表	電気設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>34</u>	
第 8.5.3 表	通信連絡設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>35</u>	第 8.5.3 表	通信連絡設備の主要設備の仕様…………… 5-表- <u>34</u>	

変更前	変更後	備考
図	図	
第 1.3.1 図 廃液処理棟の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-1	第 1.3.1 図 廃液処理棟の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-1	
第 1.3.2 図 排水監視施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-2	第 1.3.2 図 排水監視施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-2	
第 1.3.3 図 β・γ 固体処理棟 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-3	第 1.3.3 図 β・γ 固体処理棟 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-3	
第 1.3.4 図 β・γ 固体処理棟 II の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-4	第 1.3.4 図 β・γ 固体処理棟 II の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-4	
第 1.3.5 図 β・γ 固体処理棟 III の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-5	第 1.3.5 図 β・γ 固体処理棟 III の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-5	
第 1.3.6 図 β・γ 固体処理棟 IV の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-6	第 1.3.6 図 β・γ 固体処理棟 IV の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-6	
第 1.3.7 図 α 固体処理棟の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-7	第 1.3.7 図 α 固体処理棟の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-7	
第 1.3.8 図 固体集積保管場 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-8	第 1.3.8 図 固体集積保管場 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-8	
第 1.3.9 図 固体集積保管場 II の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-9	第 1.3.9 図 固体集積保管場 II の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-9	
第 1.3.10 図 固体集積保管場 III の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-10	第 1.3.10 図 固体集積保管場 III の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-10	
第 1.3.11 図 固体集積保管場 IV の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-11	第 1.3.11 図 固体集積保管場 IV の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-11	
第 1.3.12 図 α 固体貯蔵施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-12	第 1.3.12 図 α 固体貯蔵施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-12	
第 1.3.13 図 廃液貯留施設 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-13	第 1.3.13 図 廃液貯留施設 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-13	
第 1.3.14 図 廃液貯留施設 II の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-14	第 1.3.14 図 廃液貯留施設 II の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-14	
<u>第 1.3.15 図 有機廃液一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-15</u>		
第 1.3.16 図 β・γ 一時格納庫 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-16	第 1.3.15 図 β・γ 一時格納庫 I の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-15	図の削除 記載の繰上げ（以下、同様）
第 1.3.17 図 α 一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-17	第 1.3.16 図 α 一時格納庫の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-16	
第 1.3.18 図 管理機械棟の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-18	第 1.3.17 図 管理機械棟の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-17	
第 1.3.19 図(1) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-19	第 1.3.18 図(1) 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-18	
第 1.3.19 図(2) …… 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-20	第 1.3.18 図(2) …… 固体廃棄物減容処理施設の遮蔽設計区分の概要図…………… 5-図-19	
第 2.1.1 図 廃棄物管理の手順を示す工程概要図…………… 5-図-21	第 2.1.1 図 廃棄物管理の手順を示す工程概要図…………… 5-図-20	
第 2.3.1 図 液体廃棄物の受入れ系統図…………… 5-図-22	第 2.3.1 図 液体廃棄物の受入れ系統図…………… 5-図-21	
第 3.1.1 図 主要な建家の配置図…………… 5-図-23	第 3.1.1 図 主要な建家の配置図…………… 5-図-22	
第 3.3.1 図(1) 廃液処理棟機器配置図(1階)…………… 5-図-24	第 3.3.1 図(1) 廃液処理棟機器配置図(1階)…………… 5-図-23	
第 3.3.1 図(2) 廃液処理棟機器配置図(2階)…………… 5-図-25	第 3.3.1 図(2) 廃液処理棟機器配置図(2階)…………… 5-図-24	

変更前	変更後	備考
第 3.3.1 図(3) 廃液処理棟機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>26</u>	第 3.3.1 図(3) 廃液処理棟機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>25</u>	記載の繰上げ(以下、同様)
第 3.3.2 図 排水監視施設機器配置図…………… 5-図- <u>27</u>	第 3.3.2 図 排水監視施設機器配置図…………… 5-図- <u>26</u>	
第 3.3.3 図 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I 機器配置図…………… 5-図- <u>28</u>	第 3.3.3 図 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I 機器配置図…………… 5-図- <u>27</u>	
第 3.3.4 図 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 機器配置図…………… 5-図- <u>29</u>	第 3.3.4 図 $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II 機器配置図…………… 5-図- <u>28</u>	
第 3.3.5 図(1) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(地階)…………… 5-図- <u>30</u>	第 3.3.5 図(1) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(地階)…………… 5-図- <u>29</u>	
第 3.3.5 図(2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(1階)…………… 5-図- <u>31</u>	第 3.3.5 図(2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(1階)…………… 5-図- <u>30</u>	
第 3.3.5 図(3) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(2階)…………… 5-図- <u>32</u>	第 3.3.5 図(3) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(2階)…………… 5-図- <u>31</u>	
第 3.3.5 図(4) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>33</u>	第 3.3.5 図(4) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III 機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>32</u>	
第 3.3.6 図(1) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 機器配置図…………… 5-図- <u>34</u>	第 3.3.6 図(1) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 機器配置図…………… 5-図- <u>33</u>	
第 3.3.6 図(2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>35</u>	第 3.3.6 図(2) $\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV 機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>34</u>	
第 3.3.7 図(1) α 固体処理棟機器配置図(地階)…………… 5-図- <u>36</u>	第 3.3.7 図(1) α 固体処理棟機器配置図(地階)…………… 5-図- <u>35</u>	
第 3.3.7 図(2) α 固体処理棟機器配置図(1階)…………… 5-図- <u>37</u>	第 3.3.7 図(2) α 固体処理棟機器配置図(1階)…………… 5-図- <u>36</u>	
第 3.3.7 図(3) α 固体処理棟機器配置図(2階)…………… 5-図- <u>38</u>	第 3.3.7 図(3) α 固体処理棟機器配置図(2階)…………… 5-図- <u>37</u>	
第 3.3.7 図(4) α 固体処理棟機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>39</u>	第 3.3.7 図(4) α 固体処理棟機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>38</u>	
第 3.3.8 図 固体集積保管場 I 概要図…………… 5-図- <u>40</u>	第 3.3.8 図 固体集積保管場 I 概要図…………… 5-図- <u>39</u>	図の削除 記載の繰上げ(以下、同様)
第 3.3.9 図 固体集積保管場 II 概要図…………… 5-図- <u>41</u>	第 3.3.9 図 固体集積保管場 II 概要図…………… 5-図- <u>40</u>	
第 3.3.10 図 固体集積保管場 III 概要図…………… 5-図- <u>42</u>	第 3.3.10 図 固体集積保管場 III 概要図…………… 5-図- <u>41</u>	
第 3.3.11 図 固体集積保管場 IV 概要図…………… 5-図- <u>43</u>	第 3.3.11 図 固体集積保管場 IV 概要図…………… 5-図- <u>42</u>	
第 3.3.12 図 α 固体貯蔵施設機器配置図…………… 5-図- <u>44</u>	第 3.3.12 図 α 固体貯蔵施設機器配置図…………… 5-図- <u>43</u>	
第 3.3.13 図(1) 廃液貯留施設 I 機器配置図…………… 5-図- <u>45</u>	第 3.3.13 図(1) 廃液貯留施設 I 機器配置図…………… 5-図- <u>44</u>	
第 3.3.13 図(2) 廃液貯留施設 I 機器配置図…………… 5-図- <u>46</u>	第 3.3.13 図(2) 廃液貯留施設 I 機器配置図…………… 5-図- <u>45</u>	
第 3.3.14 図(1) 廃液貯留施設 II 機器配置図(平面)…………… 5-図- <u>47</u>	第 3.3.14 図(1) 廃液貯留施設 II 機器配置図(平面)…………… 5-図- <u>46</u>	
第 3.3.14 図(2) 廃液貯留施設 II 機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>48</u>	第 3.3.14 図(2) 廃液貯留施設 II 機器配置図(断面)…………… 5-図- <u>47</u>	
<u>第 3.3.15 図 有機廃液一時格納庫機器配置図…………… 5-図-49</u>		
第 3.3. <u>16</u> 図 $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I 概要図…………… 5-図- <u>50</u>	第 3.3. <u>15</u> 図 $\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I 概要図…………… 5-図- <u>48</u>	
第 3.3. <u>17</u> 図 α 一時格納庫機器配置図…………… 5-図- <u>51</u>	第 3.3. <u>16</u> 図 α 一時格納庫機器配置図…………… 5-図- <u>49</u>	
第 3.3. <u>18</u> 図 管理機械棟機器配置図…………… 5-図- <u>52</u>	第 3.3. <u>17</u> 図 管理機械棟機器配置図…………… 5-図- <u>50</u>	
第 3.3. <u>19</u> 図(1) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図…………… 5-図- <u>53</u>	第 3.3. <u>18</u> 図(1) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図…………… 5-図- <u>51</u>	
第 3.3. <u>19</u> 図(2) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図…………… 5-図- <u>54</u>	第 3.3. <u>18</u> 図(2) 固体廃棄物減容処理施設機器配置図…………… 5-図- <u>52</u>	

変更前	変更後	備考
<p>第 4.2.1 図 化学処理装置の系統概要図 …… 5-図-55</p>		図の削除
<p>第 4.2.2 図 廃液蒸発装置 I の系統概要図 …… 5-図-<u>56</u></p>	<p>第 4.2.1 図 廃液蒸発装置 I の系統概要図 …… 5-図-<u>53</u></p>	記載の繰上げ（以下、同様）
<p>第 4.2.3 図 廃液蒸発装置 II の系統概要図 …… 5-図-<u>57</u></p>	<p>第 4.2.2 図 廃液蒸発装置 II の系統概要図 …… 5-図-<u>54</u></p>	
<p>第 4.2.4 図 セメント固化装置の系統概要図 …… 5-図-<u>58</u></p>	<p>第 4.2.3 図 セメント固化装置の系統概要図 …… 5-図-<u>55</u></p>	
<p>第 4.2.5 図 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の系統概要図 5-図-<u>59</u></p>	<p>第 4.2.4 図 処理済廃液貯槽及び排水監視設備の系統概要図 5-図-<u>56</u></p>	
<p>第 4.2.6 図 β・γ 圧縮装置 I の系統概要図 …… 5-図-<u>60</u></p>	<p>第 4.2.5 図 β・γ 圧縮装置 I の系統概要図 …… 5-図-<u>57</u></p>	
<p>第 4.2.7 図 β・γ 圧縮装置 II の系統概要図 …… 5-図-<u>61</u></p>	<p>第 4.2.6 図 β・γ 圧縮装置 II の系統概要図 …… 5-図-<u>58</u></p>	
<p>第 4.2.8 図 β・γ 焼却装置の系統概要図 …… 5-図-<u>62</u></p>	<p>第 4.2.7 図 β・γ 焼却装置の系統概要図 …… 5-図-<u>59</u></p>	
<p>第 4.2.9 図 β・γ 封入設備の系統概要図 …… 5-図-<u>63</u></p>	<p>第 4.2.8 図 β・γ 封入設備の系統概要図 …… 5-図-<u>60</u></p>	
<p>第 4.2.10 図 α 焼却装置の系統概要図 …… 5-図-<u>64</u></p>	<p>第 4.2.9 図 α 焼却装置の系統概要図 …… 5-図-<u>61</u></p>	
<p>第 4.2.11 図 α ホール設備の系統概要図 …… 5-図-<u>65</u></p>	<p>第 4.2.10 図 α ホール設備の系統概要図 …… 5-図-<u>62</u></p>	
<p>第 4.2.12 図 α 封入設備の系統概要図 …… 5-図-<u>66</u></p>	<p>第 4.2.11 図 α 封入設備の系統概要図 …… 5-図-<u>63</u></p>	
<p>第 4.2.13 図 減容処理設備の系統概要図 …… 5-図-<u>67</u></p>	<p>第 4.2.12 図 減容処理設備の系統概要図 …… 5-図-<u>64</u></p>	
<p>第 8.2.1 図(1) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図-<u>68</u></p>	<p>第 8.2.1 図(1) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図-<u>65</u></p>	
<p>第 8.2.1 図(2) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図-<u>69</u></p>	<p>第 8.2.1 図(2) 気体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図-<u>66</u></p>	
<p>第 8.3.1 図 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図-<u>70</u></p>	<p>第 8.3.1 図 液体廃棄物の廃棄施設系統概要図 …… 5-図-<u>67</u></p>	
<p>第 8.5.1 図 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の電気設備の主要系統概要図 …… 5-図-<u>71</u></p>	<p>第 8.5.1 図 固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設の電気設備の主要系統概要図 …… 5-図-<u>68</u></p>	
<p>第 8.5.2 図 固体廃棄物減容処理施設の電気設備の主要系統概要図 …… 5-図-<u>72</u></p>	<p>第 8.5.2 図 固体廃棄物減容処理施設の電気設備の主要系統概要図 …… 5-図-<u>69</u></p>	

変更前	変更後	備考
<p>第一条（定義）</p> <p>この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「安全機能」とは、廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。</p> <p>二 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>使用する用語は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和六十三年総理府令第四十七号）において使用する用語の例のとおりとする。</p> <p>なお、品質マネジメントシステムに基づき、建家は設備や機器を内包している建家又は施設の外壁や屋根を指し、設備は安全機能を有している建家に備え付けられているものを指し、機器は設備を構成しているものを指す。</p> <p>廃棄物管理施設の受入れ施設、処理施設及び管理施設を <u>下</u>表に示</p>	<p>第一条（定義）</p> <p>この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「安全機能」とは、廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。</p> <p>二 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。</p> <p>適合のための設計方針</p> <p>第1項について</p> <p>使用する用語は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」（昭和六十三年総理府令第四十七号）において使用する用語の例のとおりとする。</p> <p>なお、品質マネジメントシステムに基づき、建家は設備や機器を内包している建家又は施設の外壁や屋根を指し、設備は安全機能を有している建家に備え付けられているものを指し、機器は設備を構成しているものを指す。</p> <p>廃棄物管理施設の受入れ施設、処理施設及び管理施設を <u>次</u>表に示</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前						変更後						備考		
施設	主要な設備	受入れ施設		処理施設		管理施設	施設	主要な設備	受入れ施設		処理施設		管理施設	
		固体	液体	固体	液体				固体	液体	固体			液体
α 固体処理棟	α 封入設備			○			α 固体処理棟	α 封入設備			○			
	α 焼却装置			○				α 焼却装置			○			
	α ホール設備			○				α ホール設備			○			
β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I			○			β・γ 固体処理棟 I	β・γ 圧縮装置 I			○			
β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II			○			β・γ 固体処理棟 II	β・γ 圧縮装置 II			○			
	β・γ 一時格納庫 II	○						β・γ 一時格納庫 II	○					
β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置			○			β・γ 固体処理棟 III	β・γ 焼却装置			○			
β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備			○			β・γ 固体処理棟 IV	β・γ 封入設備			○			
	β・γ 貯蔵セル	○						β・γ 貯蔵セル	○					
固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備			○			固体廃棄物減容処理施設	減容処理設備			○			
廃液処理棟	廃液蒸発装置 I				○		廃液処理棟	廃液蒸発装置 I				○		
	廃液蒸発装置 II				○			廃液蒸発装置 II				○		
	<u>化学処理装置</u>				<u>○</u>			セメント固化装置				○		
	セメント固化装置				○							○		
α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設					○	α 固体貯蔵施設	α 固体貯蔵施設					○	
α 一時格納庫	α 一時格納庫	○					α 一時格納庫	α 一時格納庫	○					
β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	○					β・γ 一時格納庫 I	β・γ 一時格納庫 I	○					
固体集積保管場 I	固体集積保管場 I						○						○	
固体集積保管場 II	固体集積保管場 II												○	
固体集積保管場 III	固体集積保管場 III												○	
固体集積保管場 IV	固体集積保管場 IV												○	
管理機械棟*1							管理機械棟*1							
廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽				○		廃液貯留施設 I	処理済廃液貯槽				○		
	廃液貯槽 I		○					廃液貯槽 I		○				
	廃棄物管理施設用廃液貯槽		○					廃棄物管理施設用廃液貯槽		○				
廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II		○			廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II		○					

受入れ施設の追加

化学処理装置の使用の停止に伴う削除

変 更 前							変 更 後							備 考
施設		主要な設備		受入れ施設		管理施設	施設		主要な設備		受入れ施設		管理施設	有機廃液一時格納庫 の記載の削除
				固体	液体	固体			固体	液体	固体	液体	固体	
<u>有機廃液 一時格納庫</u>		<u>有機廃液 一時格納庫</u>			○				排水監視設備			○		
排水監視施設		排水監視設備					○							
<p>*1：管理機械棟は受入れ施設、処理施設及び管理施設のいずれにも該当しないが、計測制御系統施設、放射線管理施設、通信連絡設備を収容している。</p>														
<p>第2項1号について</p> <p>廃棄物管理施設は、施設の安全性を確保するために必要な安全機能を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の「安全性」とは、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されないことである。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性液体及び固体廃棄物を処理又は管理している施設の特徴とその重要度に応じて、以下の3分類に分ける。</p> <p>① 直接的安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能 直接的安全機能が外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける構築物（「建家」を指す。）、系統（「設備」（建家を構成するセルを含む）を指す。）及び機器を「安全機能を有する施設」とする。</p> <p>選定</p>														
<p>*1：管理機械棟は受入れ施設、処理施設及び管理施設のいずれにも該当しないが、計測制御系統施設、放射線管理施設、通信連絡設備を収容している。</p>														
<p>第2項1号について</p> <p>廃棄物管理施設は、施設の安全性を確保するために必要な安全機能を有する設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設の「安全性」とは、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されないことである。</p> <p>廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な安全機能は、放射性液体及び固体廃棄物を処理又は管理している施設の特徴とその重要度に応じて、以下の3分類に分ける。</p> <p>① 直接的安全機能 廃棄物管理施設から放射性物質又は放射線の放出を直接的に防止している遮蔽機能及び閉じ込め機能</p> <p>② 支援的安全機能 直接的安全機能が外部からの衝撃により損なわれないよう支援する機能</p> <p>③ その他の安全機能 ①及び②以外の機能</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の各条項は上記の3分類に該当すると考え、各条項に基づき設ける構築物（「建家」を指す。）、系統（「設備」（建家を構成するセルを含む）を指す。）及び機器を「安全機能を有する施設」とする。</p> <p>選定</p>														

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>の考え方を図 1-1 に示す。また、図 1-1 のフローのとおり選定した結果、廃棄物管理施設のうち安全機能を有する施設は表 1-1 のとおりとなる。</p> <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① クラス 1</p> <p>その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器</p> <p>② クラス 2</p> <p>その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス 3</p> <p>異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス 1、クラス 2 以外の建家、設備及び機器</p> <p>廃棄物管理施設には、クラス 1 及びクラス 2 はない。</p>	<p>の考え方を図 1-1 に示す。また、図 1-1 のフローのとおり選定した結果、廃棄物管理施設のうち安全機能を有する施設は表 1-1 のとおりとなる。</p> <p>なお、廃棄物管理施設の保安のための重要度の分類を定め原子力安全に対する重要性に応じて、品質マネジメントシステムの要求事項の適用程度についてグレード分けを行う。</p> <p>① クラス 1</p> <p>その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への著しい放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への過度の放射線の影響を防止する建家、設備及び機器</p> <p>② クラス 2</p> <p>その損傷又は故障により発生する事象によって、敷地外への過度の放射性物質の放出のおそれのある建家、設備及び機器並びに敷地周辺公衆への放射線の影響を十分小さくするようにする建家、設備及び機器</p> <p>③ クラス 3</p> <p>異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス 1、クラス 2 以外の建家、設備及び機器</p> <p>廃棄物管理施設には、クラス 1 及びクラス 2 はない。</p>	<p>維持すべき安全機能の明確化</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、<u>施設定期自主検査として表 1-2 に示す検査を実施する。</u></p> <p><u>検査により</u>、不具合の兆候が見られる設備や機器については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</p> <p>第 2 項 2 号について</p> <p>廃棄物管理施設は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する設計とする。</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</p> <p>上記に基づき、図 1-1 のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>なお、解釈より、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれとは、「敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超えることをいう。」と定義されている。</p> <p>安全上重要な施設の有無を確認した結果、何れの施設においても</p>	<p>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、<u>施設管理実施計画に定め</u>、不具合の兆候が見られる設備や機器については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</p> <p>第 2 項 2 号について</p> <p>廃棄物管理施設は、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する設計とする。</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</p> <p>上記に基づき、図 1-1 のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>なお、解釈より、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれとは、「敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超えることをいう。」と定義されている。</p> <p>安全上重要な施設の有無を確認した結果、何れの施設においても</p>	<p>法令改正に伴う見直し</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>③ クラス 3</p> <p>異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス 1、クラス 2 以外の建家、設備及び機器 廃棄物管理施設には、クラス 1 及びクラス 2 はない。</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、<u>施設定期自主検査として表 1-2 に示す検査を実施する。</u></p> <p><u>検査により、</u>不具合の兆候が見られる設備や機器については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</p> <p>安全上重要な施設</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</p> <p>上記に基づき、図 1-1 のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>なお、解釈より、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれとは、「敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超えることをいう。」と定義されている。</p> <p>安全上重要な施設の有無を確認した結果、何れの施設においても外部事象による設備の破損に伴う安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。</p>	<p>③ クラス 3</p> <p>異常の起因事象となるもの及び対応上必要なものであって、クラス 1、クラス 2 以外の建家、設備及び機器 廃棄物管理施設には、クラス 1 及びクラス 2 はない。</p> <p>廃棄物管理施設の安全機能を確認するための検査又は試験としては、廃棄物管理事業変更許可申請書 添付書類五の各設備の安全設計において、試験検査の内容を記載している。また、それらの具体的な内容については、<u>施設管理実施計画に定め、</u>不具合の兆候が見られる設備や機器については、適宜補修や部品交換を行い、機能を健全に維持する。</p> <p>安全上重要な施設</p> <p>「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」では、「安全上重要な施設」について、「安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。」と定義されている。</p> <p>上記に基づき、図 1-1 のとおり機能喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある施設を、安全上重要な施設とする。</p> <p>なお、解釈より、過度の放射線被ばくを及ぼすおそれとは、「敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が発生事故当たり 5 ミリシーベルトを超えることをいう。」と定義されている。</p> <p>安全上重要な施設の有無を確認した結果、何れの施設においても外部事象による設備の破損に伴う安全機能の喪失により、公衆又は従事者に過度の放射線障害を及ぼすおそれがあるものはない。また、安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に放射線障害を及ぼす事象はない。</p>	<p>法改正に伴う見直し</p>

変更前

施設区分	施設名称	① 躯体的安全機能				② 火災等による被害の防止				③ その他の安全機能					
		避難等	閉じ込め機能	火災等による被害の防止	火災等による被害の防止	外部からの侵入による被害の防止	不法な侵入等の防止	計測制御機能	計測制御機能	計測制御機能	計測制御機能				
14 施設管理施設Ⅱ	建屋														
	防犯カメラ監視設備														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
15 施設管理施設Ⅰ	建屋														
	防犯カメラ監視設備														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														

変更後

施設区分	施設名称	① 躯体的安全機能				② 火災等による被害の防止				③ その他の安全機能					
		避難等	閉じ込め機能	火災等による被害の防止	火災等による被害の防止	外部からの侵入による被害の防止	不法な侵入等の防止	計測制御機能	計測制御機能	計測制御機能	計測制御機能				
14 施設管理施設Ⅱ	建屋														
	防犯カメラ監視設備														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
15 施設管理施設Ⅰ	建屋														
	防犯カメラ監視設備														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														
	エレベーター														

受入れ施設の削除

番号の繰上げ

変 更 前			変 更 後	備 考																																				
<p><u>表 1-2 廃棄物管理施設の試験検査の内容</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th><u>施設</u></th> <th><u>許可書（添付書類五）</u></th> <th><u>具体的な内容</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>液体廃棄物の処理施設</u></td> <td><u>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u></td> <td><u>液体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、配管・塔槽類の漏洩検査、警報作動試験、排気確認検査、漏洩検知器作動検査、処理能力検査等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>固体廃棄物の処理施設</u></td> <td><u>固体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u></td> <td><u>固体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として除塵機器等の作動試験、警報作動試験、排気（負圧）確認検査、処理能力検査等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>管理施設</u></td> <td><u>管理施設は、定期的に試験及び検査を実施する。</u></td> <td><u>管理施設は、施設定期自主検査として保管設備の外観検査、クレーン作動検査、貯蔵孔の汚染検査等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>液体廃棄物の受入れ施設</u></td> <td><u>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u></td> <td><u>液体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、ライニングの水張試験、配管類の漏洩検査、排気確認検査等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>固体廃棄物の受入れ施設</u></td> <td><u>(1) 固体廃棄物の受入れ施設は、定期的に検査を実施する。</u> <u>(2) β・γ貯蔵セルについては、運転中の負圧の状態を確認する。</u></td> <td><u>固体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査としてクレーン作動検査、排気確認検査等を実施する。</u> <u>β・γ貯蔵セルについては、運転中に負圧状態の確認を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>出入管理関係設備、放射線監視設備等</u></td> <td><u>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</u></td> <td><u>ハンドフットクロスモニタ、サーバイメータ、排気モニタ及びエリアモニタは、施設定期自主検査として校正検査及び警報作動検査等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>気体廃棄物の廃棄施設</u></td> <td><u>本施設は、定期的に試験及び検査を行う。</u></td> <td><u>気体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査としてファンの作動試験、ダンパ閉止作動確認検査、セル内負圧確認検査、処理能力検査等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>液体廃棄物の廃棄施設</u></td> <td><u>本施設は、定期的に検査を実施する。</u></td> <td><u>液体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査として液位異常上昇及び漏洩検知器作動検査、ライニングの水張試験等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>消防設備</u></td> <td><u>本設備は、定期的な作動試験等を行う。</u></td> <td><u>消防設備は、自動火災報知設備の作動試験等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>電気設備</u></td> <td><u>本設備のうちの電気系統については、定期的に絶縁抵抗測定等を実施する。</u></td> <td><u>電気系統については、施設定期自主検査として配電盤等の絶縁抵抗測定、作動試験等を実施する。</u></td> </tr> <tr> <td><u>通信連絡設備</u></td> <td><u>本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</u></td> <td><u>放送設備及びページング設備については、施設定期自主検査として作動検査を実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>施設</u>	<u>許可書（添付書類五）</u>	<u>具体的な内容</u>	<u>液体廃棄物の処理施設</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、配管・塔槽類の漏洩検査、警報作動試験、排気確認検査、漏洩検知器作動検査、処理能力検査等を実施する。</u>	<u>固体廃棄物の処理施設</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として除塵機器等の作動試験、警報作動試験、排気（負圧）確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>	<u>管理施設</u>	<u>管理施設は、定期的に試験及び検査を実施する。</u>	<u>管理施設は、施設定期自主検査として保管設備の外観検査、クレーン作動検査、貯蔵孔の汚染検査等を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、ライニングの水張試験、配管類の漏洩検査、排気確認検査等を実施する。</u>	<u>固体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>(1) 固体廃棄物の受入れ施設は、定期的に検査を実施する。</u> <u>(2) β・γ貯蔵セルについては、運転中の負圧の状態を確認する。</u>	<u>固体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査としてクレーン作動検査、排気確認検査等を実施する。</u> <u>β・γ貯蔵セルについては、運転中に負圧状態の確認を実施する。</u>	<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等</u>	<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</u>	<u>ハンドフットクロスモニタ、サーバイメータ、排気モニタ及びエリアモニタは、施設定期自主検査として校正検査及び警報作動検査等を実施する。</u>	<u>気体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に試験及び検査を行う。</u>	<u>気体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査としてファンの作動試験、ダンパ閉止作動確認検査、セル内負圧確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査として液位異常上昇及び漏洩検知器作動検査、ライニングの水張試験等を実施する。</u>	<u>消防設備</u>	<u>本設備は、定期的な作動試験等を行う。</u>	<u>消防設備は、自動火災報知設備の作動試験等を実施する。</u>	<u>電気設備</u>	<u>本設備のうちの電気系統については、定期的に絶縁抵抗測定等を実施する。</u>	<u>電気系統については、施設定期自主検査として配電盤等の絶縁抵抗測定、作動試験等を実施する。</u>	<u>通信連絡設備</u>	<u>本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</u>	<u>放送設備及びページング設備については、施設定期自主検査として作動検査を実施する。</u>	(削る)	法改正に伴い削除
<u>施設</u>	<u>許可書（添付書類五）</u>	<u>具体的な内容</u>																																						
<u>液体廃棄物の処理施設</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、配管・塔槽類の漏洩検査、警報作動試験、排気確認検査、漏洩検知器作動検査、処理能力検査等を実施する。</u>																																						
<u>固体廃棄物の処理施設</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>固体廃棄物の処理施設は、施設定期自主検査として除塵機器等の作動試験、警報作動試験、排気（負圧）確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>																																						
<u>管理施設</u>	<u>管理施設は、定期的に試験及び検査を実施する。</u>	<u>管理施設は、施設定期自主検査として保管設備の外観検査、クレーン作動検査、貯蔵孔の汚染検査等を実施する。</u>																																						
<u>液体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、定期的に試験又は検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査として回転機類の作動試験、ライニングの水張試験、配管類の漏洩検査、排気確認検査等を実施する。</u>																																						
<u>固体廃棄物の受入れ施設</u>	<u>(1) 固体廃棄物の受入れ施設は、定期的に検査を実施する。</u> <u>(2) β・γ貯蔵セルについては、運転中の負圧の状態を確認する。</u>	<u>固体廃棄物の受入れ施設は、施設定期自主検査としてクレーン作動検査、排気確認検査等を実施する。</u> <u>β・γ貯蔵セルについては、運転中に負圧状態の確認を実施する。</u>																																						
<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等</u>	<u>出入管理関係設備、放射線監視設備等は、定期的に検査及び校正を行う。</u>	<u>ハンドフットクロスモニタ、サーバイメータ、排気モニタ及びエリアモニタは、施設定期自主検査として校正検査及び警報作動検査等を実施する。</u>																																						
<u>気体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に試験及び検査を行う。</u>	<u>気体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査としてファンの作動試験、ダンパ閉止作動確認検査、セル内負圧確認検査、処理能力検査等を実施する。</u>																																						
<u>液体廃棄物の廃棄施設</u>	<u>本施設は、定期的に検査を実施する。</u>	<u>液体廃棄物の廃棄施設は、施設定期自主検査として液位異常上昇及び漏洩検知器作動検査、ライニングの水張試験等を実施する。</u>																																						
<u>消防設備</u>	<u>本設備は、定期的な作動試験等を行う。</u>	<u>消防設備は、自動火災報知設備の作動試験等を実施する。</u>																																						
<u>電気設備</u>	<u>本設備のうちの電気系統については、定期的に絶縁抵抗測定等を実施する。</u>	<u>電気系統については、施設定期自主検査として配電盤等の絶縁抵抗測定、作動試験等を実施する。</u>																																						
<u>通信連絡設備</u>	<u>本設備のうち放送設備及びページング設備については、定期的に作動検査を実施する。</u>	<u>放送設備及びページング設備については、施設定期自主検査として作動検査を実施する。</u>																																						

変更前	変更後	備考
<p>「安全機能を有する施設」の選定の考え方 廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する建家、設備及び機器から構成される施設 →表1-2のとおり選定</p> <p>「安全上重要な施設」の選定の考え方 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの →該当施設なし</p> <p>安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するもの →該当施設なし</p> <p>選定のフロー 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条文に基づき選定</p> <p>図1-1 廃棄物管理施設における安全機能を有する施設と安全上重要な施設の選定の考え方</p>	<p>「安全機能を有する施設」の選定の考え方 廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能を有する建家、設備及び機器から構成される施設 →表1-1のとおり選定</p> <p>「安全上重要な施設」の選定の考え方 安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの →該当施設なし</p> <p>安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するもの →該当施設なし</p> <p>選定のフロー 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」の条文に基づき選定</p> <p>図1-1 廃棄物管理施設における安全機能を有する施設と安全上重要な施設の選定の考え方</p>	<p>記載の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>＜第一条まとめ資料＞</u></p> <p><u>イ) 安全機能を有する施設について（第1条第2項1号）</u></p> <p><u>地震、津波、竜巻、火山の影、響及びその他の外部からの衝撃について評価を行い、その結果から、事業許可基準規則に定義される安全上重要な施設はないとしている。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設は、標高 24m～40m に設置しており、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある基準津波相当による遡上高約 16.9 m を考慮しても、廃棄物管理施設に津波は到達しない。また、地震、竜巻及び火山の影響以外のその他の外部からの衝撃については、建家に損傷がないため平常時に比べて追加の放出がないことから、地震による建家への影響を超えないため、建家の損傷の程度から地震の評価に包絡される。</u></p> <p><u>地震、竜巻、火山の影響に対する評価の結果を以下に示す。</u></p> <p><u>① 地震</u></p> <p><u>1) 損傷によって影響を受けるおそれがある放射性物質量</u></p> <p><u>Sクラスに属する施設に求められる程度の静的地震力による損傷により影響を受けるおそれがある建家、設備及び機器について内包する放射性物質量を算出した。</u></p> <p><u>2) 除染係数の設定</u></p> <p><u>建家外へ漏えいする放射性物質量の評価において、建家、設備及び機器の影響評価を行い、それぞれの損傷の程度に応じて、除染係数を設定した。</u></p> <p><u>建家については、耐震重要度分類Bクラス及びCクラスで分類される建家は除染係数を 1 と設定した。また、設備・機器については、耐震重要度分類Bクラスのうち耐震性の余裕が十分ある設備・機器（セル及び地下式貯蔵ピット）は除染係数を 10、耐震重要度分類Bクラスのうち耐震性の余裕が小さい設備・機器及び耐震重要度分類Cクラス</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: right;">別紙 1-1</p> <p style="text-align: center;"><u>廃棄物管理施設の地震による影響について</u></p> <p><u>1. 概要</u> <u>安全上重要な施設の有無の確認として、廃棄物管理施設の地震の影響について評価した。</u> <u>評価においては、廃棄物管理施設に S クラスに相当する地震が発生したと仮定し、施設の損傷により放射性物質が漏えいするものとした。</u> <u>評価の結果、施設及び設備の損傷の程度を考慮した地震による公衆の被ばくは、別添資料 1 に示すとおり 5mSv を上回らないことを確認した。</u></p> <p><u>2. 地震による廃棄物管理施設の損傷について</u> <u>地震による廃棄物管理施設の損傷については以下の考え方とした。</u> <u>① 評価対象の損傷による放射性物質の放出により、一般公衆に影響を与えるおそれのある閉じ込め機能及び遮蔽機能の喪失</u> <u>② 廃棄物管理施設を構成する各建家及び設備・機器は、S クラスに相当する地震により損傷</u> <u>③ 評価対象の廃棄物管理施設は S クラス施設がないため、損傷の程度は、基本的には全損</u> <u>④ 耐震 B クラス施設の場合はその損傷の程度を検討し、損傷の程度が比較的小さいと考えられるものは一部損傷（たとえば、設備（セル等））</u> <u>⑤ 施設で取り扱う放射性廃棄物のうち、液体廃棄物は性状が液体であることから、機器内部の液体廃棄物が全量漏えい</u></p> <p><u>3. 評価の方法</u> <u>地震によって、廃棄物管理施設の一部に損傷が生じる可能性がある。</u> <u>このため、損傷した部分から放出され空気中に浮遊する放射性物質の量を評価し、これによる公衆被ばくを評価した。</u> <u>公衆被ばく評価のための条件として、前述の地震による廃棄物管理施設の損傷の程度その他、各施設が許可上内包する放射能（インベントリ）やその組成及び施設外に漏えいする放射能（放出インベントリ対象）等を以下に示すとともに、これらをまとめたものを別添資料 1 に示す。</u> <u>なお、地震により廃棄物管理施設の遮蔽機能が一部喪失し、スカイシャイン線等による外部被ばくが増加するが、影響は軽微である。</u></p> <p><u>（評価シナリオ）</u> <u>評価は、放射性廃棄物が、それらを取り扱う機器から漏えいもしくは剥離して堰やセル等に漏えいし、そこから蒸発や飛散によって放射性物質が空気中へ移行、地震での損傷により発生した亀裂や隙間から施設外に地上放出される。</u> <u>地上放出された放射性物質は、施設から周辺監視区域境界までの間で、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針について」（以下「気象指針」という。）に基づく拡散率によって拡散する。</u> <u>この拡散率から、周辺監視区域境界の空気中に浮遊する放射性物質の濃度を評価し、公衆被ばくを評価した。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前					変更後	備考
表5 廃棄物管理施設の各建家から周辺監視区域境界までの距離及び拡散率					(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
建家	設備、機器	断面積 (m ²)	距離 (m)	拡散率 χ/Q (h/m ³)		
廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ、化学処理装置、廃液蒸発装置Ⅱ、セメント固化装置	108	170	1.71×10^{-6}		
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅰ	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置Ⅰ	145	50	2.81×10^{-6}		
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅱ	$\beta \cdot \gamma$ 圧縮装置Ⅱ	130	35	3.30×10^{-6}		
	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫Ⅱ					
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅲ	$\beta \cdot \gamma$ 焼却装置	393	160	8.46×10^{-7}		
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟Ⅳ	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備、 $\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	184	50	2.27×10^{-6}		
α 固体処理棟	α ホール設備、 α 焼却装置、 α 封入設備	167	130	1.70×10^{-6}		
固体集積保管場Ⅰ	(遮蔽機能)	165	65	2.36×10^{-6}		
固体集積保管場Ⅱ	なし	333	65	1.27×10^{-6}		
固体集積保管場Ⅲ	なし	308	90	1.27×10^{-6}		
固体集積保管場Ⅳ	なし	193	160	1.35×10^{-6}		
α 固体貯蔵施設	(遮蔽機能)	65	65	4.84×10^{-6}		
廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ	52	130	3.04×10^{-6}		
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	35	170	2.42×10^{-6}		
有機廃液一時格納庫	なし	14	45	1.57×10^{-5}		
$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫Ⅰ	$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫Ⅰ	23	115	4.53×10^{-6}		
α 一時格納庫	α 一時格納庫	44	105	4.09×10^{-6}		
管理機械棟	分析フード	128	75	2.76×10^{-6}		
固体廃棄物減容処理施設	搬出入室、前処理セル(開缶エリア)、前処理セル(分別エリア)、焼却溶融セル、保守ホール、廃樹脂乾燥室、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽	473	80	8.93×10^{-7}		
廃棄物管理施設用廃液貯槽	なし	4	115	5.73×10^{-6}		
<p>4. 評価結果</p> <p>別添資料1示すとおり、閉じ込め機能の喪失による内部被ばくは廃棄物管理施設全体で $5.6 \times 10^{-1} \text{mSv}$ である。また、別添資料2に示すとおり、外部被ばくは $4.0 \times 10^{-3} \text{mSv}$ である。</p> <p>なお、地震による建家、設備及び機器の遮蔽機能の喪失(固体集積保管場Ⅰの西側最前部のすべての遮蔽スラブが落下)による実効線量 $1.2 \times 10^{-1} \text{mSv}$ を考慮しても、敷地周辺の実効線量は $6.8 \times$</p>						

変更前												変更後												備考																																																																																																																																				
<p>① β-γ同位体崩壊の発生(仮定までの算定)を行う算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊・崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β-γ同位体崩壊I</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> <tr> <td>β-γ同位体崩壊II</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> <tr> <td>β-γ同位体崩壊III</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> <tr> <td>β-γ同位体崩壊IV</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> </tbody> </table> <p>② β-γ同位体崩壊の崩壊率(仮定)を行う算定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> <th>崩壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>β-γ同位体崩壊I</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> <tr> <td>β-γ同位体崩壊II</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> <tr> <td>β-γ同位体崩壊III</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> <tr> <td>β-γ同位体崩壊IV</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> <td>崩壊</td> </tr> </tbody> </table>													施設名	崩壊	崩壊・崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊I	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊II	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊III	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊IV	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	施設名	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊I	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊II	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊III	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	β-γ同位体崩壊IV	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	<p>(削る)</p>													<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
施設名	崩壊	崩壊・崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊I	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊II	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊III	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊IV	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
施設名	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊I	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊II	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊III	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																
β-γ同位体崩壊IV	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊	崩壊																																																																																																																																																

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: right;"><u>別紙 1 - 2</u></p> <p style="text-align: center;"><u>廃棄物管理施設の竜巻の影響の評価について</u></p> <p><u>1. 概要</u> <u>安全上重要な施設の有無の確認として、廃棄物管理施設の竜巻の影響について評価した。評価に用いた竜巻の最大風速は、設計竜巻相当の竜巻と同等の100m/sとした。他の特性値はランキン渦モデルを仮定して設定した。評価の結果、施設の建家及び設備（セル等）の損傷の程度を考慮した公衆の被ばくは、5mSvを超えないことを確認した。</u></p> <p><u>2. 安全上重要な施設の有無の確認</u> <u>2.1 施設の損傷の評価について</u> <u>廃棄物管理施設（放出前廃液を貯留する排水監視施設を除く 18 施設）の建家及び設備（セル等）について、風圧等による荷重及び飛来物の影響を評価した。</u> <u>建家の壁の厚さが 150mm 未満の施設については、風圧等による荷重及び飛来物の影響により損傷すると考えられることから評価せず、評価の結果を損傷するとした。また、建家または設備が内包する機器等も同様に評価せず、評価の結果を損傷するとした。</u> <u>公衆被ばくの評価に用いる、施設の損傷に応じた除染係数の設定の考え方のフロー図を図 1 に示す。</u> <u>評価用竜巻の特性値は、竜巻影響評価ガイドに従い、ランキン渦モデルを仮定して設定した。</u> <u>評価用竜巻の特性値を表 1 に示す。</u> <u>評価用竜巻による評価用飛来物については、施設周辺の状況として、交通量の多い国道 51 号からの自動車の飛来を考慮し、竜巻影響評価ガイドを参考に鋼製材及び自動車（軽自動車、乗用車、ワゴン、大型バス）を選定した。</u> <u>選定した評価用飛来物の飛散する距離、高さ及び速度（水平及び鉛直）は、竜巻による物体の浮上・飛来解析コード TONBOS を用い、ランキン渦モデルにて算出した。また、敷地内は樹木の植生等から、国道 51 号については自動車の移動により空気がかき混ぜられていることから、これらの場所での竜巻の発生は考えられず、竜巻は 200m 遠方から選定した評価用飛来物に近づくものとした。</u> <u>選定した評価用飛来物の衝撃荷重は、J. D. Riera 式により算出した。また、コンクリートの貫通限界厚さを修正 NDRC 式及び Degen 式により、裏面剥離厚さを Chang 式により、鋼板の貫通限界厚さを BRL 式により算出した。</u> <u>自動車の衝突により発生する火災の影響の評価は、航空機の落下により発生する火災の影響の評価の手法と同じとした。</u> <u>評価用飛来物による衝撃荷重等の結果を表 2 に示す。</u> <u>表 2 に示す値を用いた影響評価の結果を表 3 から表 7 に示す。</u></p> <p><u>2.2 被ばくの評価について</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考

各条まとめ資料の統合を図るため削除

(削る)

※ α-γ 団体系建築物の出入気量または換気量(α)の算出式

階名	用途	用途・階数	換気	換気・換気量(α)	DF(設置)	DF(設置)	DF(設置)	換気率(α/A)	換気率(α/A)
β-γ-1階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
β-γ-2階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
β-γ-3階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	100	1.2	1.2

※ α-γ 団体系建築物の出入気量または換気量(α)の算出式

階名	用途	用途・階数	換気	換気・換気量(α)	DF(設置)	DF(設置)	DF(設置)	換気率(α/A)	換気率(α/A)
β-γ-1階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
β-γ-2階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
β-γ-3階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	100	1.2	1.2

※ α 団体系建築物の出入気量または換気量(α)の算出式

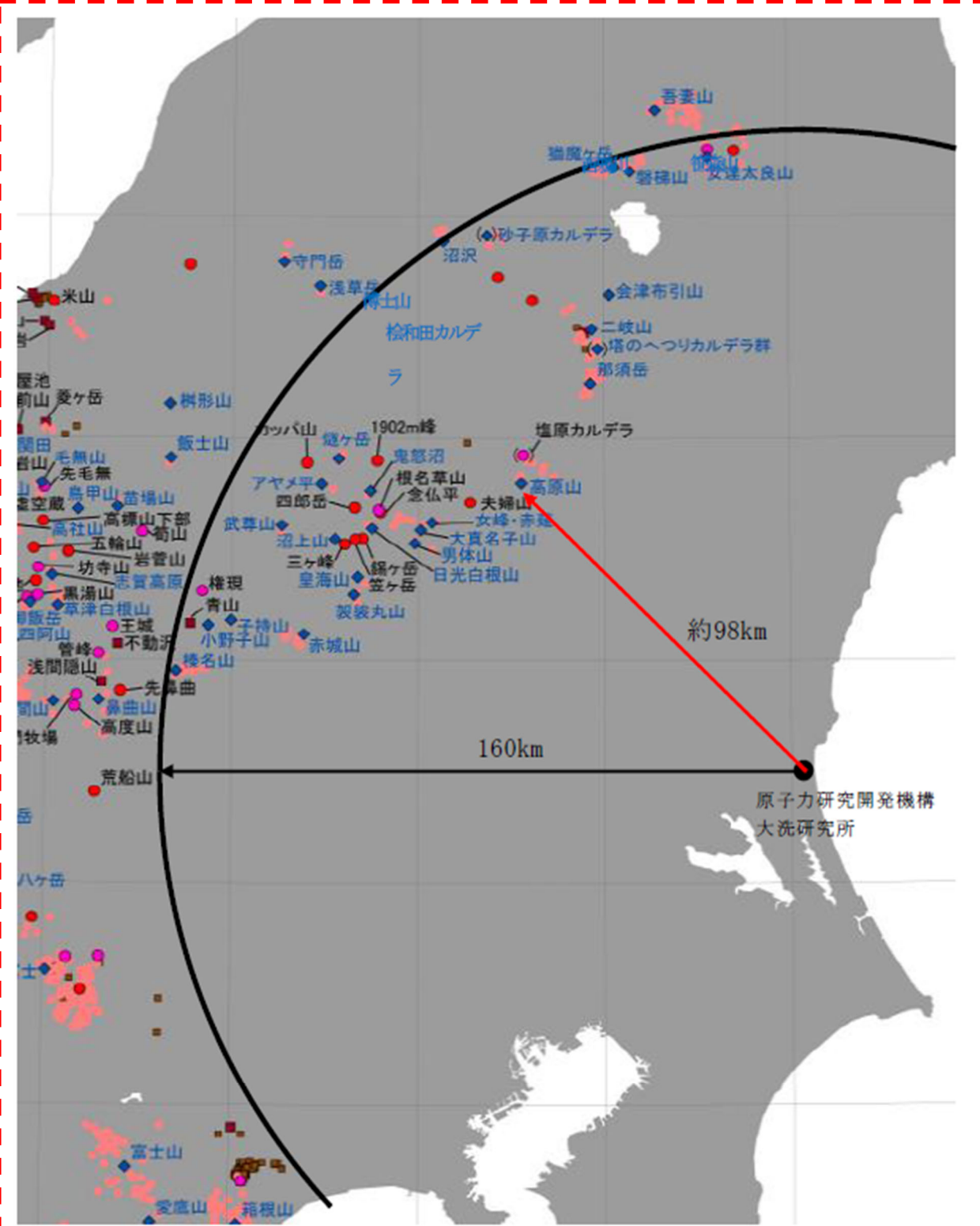
階名	用途	用途・階数	換気	換気・換気量(α)	DF(設置)	DF(設置)	DF(設置)	換気率(α/A)	換気率(α/A)
α-1階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
α-2階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
α-3階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	100	1.2	1.2

※ α 団体系建築物の出入気量または換気量(α)の算出式

階名	用途	用途・階数	換気	換気・換気量(α)	DF(設置)	DF(設置)	DF(設置)	換気率(α/A)	換気率(α/A)
α-1階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
α-2階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	10	1.2	1.2
α-3階	居住用	居住用	居住用	1.00E-03	1	2E-05	100	1.2	1.2

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: right;"><u>別紙 1 - 3</u></p> <p style="text-align: center;"><u>火山の影響について</u></p> <p><u>1. 概要</u></p> <p>まず、安全上重要な施設の有無の確認として、廃棄物管理施設への火山の影響について評価した。火山の影響の評価は、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」を参考に実施することとした。廃棄物管理施設（放出前廃液を貯留する排水監視施設を除く）への影響が考えられる火山現象は、降下火砕物のうちの火山灰の降下である。このため、火山灰の堆積による建家の屋根および設備（セル等）の天井について健全性を評価し、この結果を基に公衆被曝を評価した（図 1 参照）。評価の結果、公衆被曝は $2.1 \times 10^{-1} \text{mSv}$ であり 5mSv を超えないことから、火山の影響に対して安全上重要な施設はない。</p> <p>次に、設計要求の評価として、同様に火山灰の堆積による建家の屋根および設備（セル等）の天井についての健全性を評価した。気象庁のデータを基に抽出した火山について、文献を基に降灰量を詳細に調査した結果、敷地及びその周辺における降下火砕物の層厚は極微量であることから、施設の設計要求としては火山灰の降灰を考慮しないこととした。このため、設計要求の評価としては、建家の屋根の健全性が維持されることから施設の安全機能が損なわれることはない。</p> <p>また、事業者としては、降下火砕物の除去作業に必要な保護具や資機材を常備するとともに、火山活動を確認し降下火砕物が飛来した場合は、廃棄物の処理を中止し、給排気設備の運転を停止する措置を講じることとする。</p> <p><u>2. 廃棄物管理施設への影響が考えられる火山現象</u></p> <p>主な火山現象は、火山灰の降下、火砕流、サージ、ブラスト、溶岩流、岩屑なだれ、地滑り、斜面崩壊、火山土石流、火山泥流、洪水、火山から発生する飛来物及び火山ガスである。</p> <p>大洗研究所から 160km 以内にある活火山*1のうち、最も近い活火山は約 98km の距離にある高原山（図 2 参照）であり、火山から発生する飛来物、溶岩流、岩屑なだれ、地滑りおよび斜面崩壊については対象外となる（火山から発生する飛来物は 10km 以内、溶岩流、岩屑なだれ、地滑りおよび斜面崩壊は 50km 以内が対象）。</p> <p>また、火山土石流、火山泥流、洪水、火砕流、サージ、ブラスト、火山ガスについては、大洗研究所に到達する前に停止または十分に拡散する。</p> <p>これらのことから、廃棄物管理施設への影響が考えられる火山現象は火山灰の降下のみとなる。</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>図1 火山の影響評価フロー</p> <p>※1: 評価対象の設備(セル等)がない場合 および未評価の場合は「NG②」とする。</p> <p>評価結果は表1を参照</p>	<p>(削る)</p>	<p>備考</p> <p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
 <p>図2 第四期火山岩体及び貫入岩体と原子力研究開発機構・大洗研究所との距離</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

項目	種別	用途・種類	取壊	竣工年	構造	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	
1	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル

項目	種別	用途・種類	取壊	竣工年	構造	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	
2	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル

用途	延床面積 (㎡)	DP (㎡)
ビル	157.0	5.97
ビル	500.0	1.87
ビル	600.0	2.17

項目	種別	用途・種類	取壊	竣工年	構造	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	用途	用途・用途割合	DP (㎡)	構造	延床面積 (㎡)	DP (㎡)	
3	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル	ビル

用途	延床面積 (㎡)	DP (㎡)
ビル	157.0	5.97
ビル	500.0	1.87
ビル	600.0	2.17

※ 1.ビルは、用途・用途割合を考慮し、用途別延床面積、用途別DP、用途別延床面積を算出する。

※ 2.ビルは、用途・用途割合を考慮し、用途別延床面積、用途別DP、用途別延床面積を算出する。

※ 3.ビルは、用途・用途割合を考慮し、用途別延床面積、用途別DP、用途別延床面積を算出する。

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

Main table containing detailed specifications and data tables for '変更前' (Before Change). It includes columns for material type, dimensions, weight, and performance metrics, with a '備考' (Notes) column on the right.

変 更 前	変 更 後	備 考																																																																																						
<p style="text-align: center;">表 1 遮蔽機能を設ける施設と廃棄物区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">建家</th> <th style="width:50%;">処理を行う放射性廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液貯留施設 II</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">液体廃棄物 B</td> </tr> <tr> <td>廃液処理棟</td> </tr> <tr> <td style="color: red;">廃液貯留施設 II</td> <td style="color: red;">液体廃棄物 C</td> </tr> <tr> <td>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 I</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 IV</td> </tr> <tr> <td>α 固体処理棟</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">α 固体廃棄物 B</td> </tr> <tr> <td>α 固体貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 2 遮蔽機能を設ける施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">建家</th> <th style="width:20%;">設備*1</th> <th style="width:60%;">遮蔽機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液貯留施設 II</td> <td>廃液貯槽 II</td> <td>貯槽のコンクリート</td> </tr> <tr> <td>廃液処理棟</td> <td>廃液蒸発装置 II</td> <td>周囲壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV</td> <td>$\beta \cdot \gamma$ 封入設備</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> <tr> <td>$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 I</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>遮蔽スラブ 周囲壁</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 IV</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>α 固体処理棟</td> <td>封入セル</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> <tr> <td>α 固体貯蔵施設</td> <td>貯蔵ピット</td> <td>貯蔵設備の 上部コンクリート</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設</td> <td>各種セル</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：建家名と同名の設備は「—」とする。</p>	建家	処理を行う放射性廃棄物	廃液貯留施設 II	液体廃棄物 B	廃液処理棟	廃液貯留施設 II	液体廃棄物 C	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B	固体集積保管場 I	固体集積保管場 IV	α 固体処理棟	α 固体廃棄物 B	α 固体貯蔵施設	固体廃棄物減容処理施設	建家	設備*1	遮蔽機能	廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II	貯槽のコンクリート	廃液処理棟	廃液蒸発装置 II	周囲壁	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備	コンクリート製セル	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	コンクリート製セル	固体集積保管場 I	—	遮蔽スラブ 周囲壁	固体集積保管場 IV	—	壁	α 固体処理棟	封入セル	コンクリート製セル	α 固体貯蔵施設	貯蔵ピット	貯蔵設備の 上部コンクリート	固体廃棄物減容処理施設	各種セル	コンクリート製セル	<p style="text-align: center;">表 1 遮蔽機能を設ける施設と廃棄物区分</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">建家</th> <th style="width:50%;">処理を行う放射性廃棄物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液貯留施設 II</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">液体廃棄物 B</td> </tr> <tr> <td>廃液処理棟</td> </tr> <tr> <td>$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 I</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 IV</td> </tr> <tr> <td>α 固体処理棟</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">α 固体廃棄物 B</td> </tr> <tr> <td>α 固体貯蔵施設</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">表 2 遮蔽機能を設ける施設及び設備</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">建家</th> <th style="width:20%;">設備*1</th> <th style="width:60%;">遮蔽機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃液貯留施設 II</td> <td>廃液貯槽 II</td> <td>貯槽のコンクリート</td> </tr> <tr> <td>廃液処理棟</td> <td>廃液蒸発装置 II</td> <td>周囲壁</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV</td> <td>$\beta \cdot \gamma$ 封入設備</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> <tr> <td>$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 I</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>遮蔽スラブ 周囲壁</td> </tr> <tr> <td>固体集積保管場 IV</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>壁</td> </tr> <tr> <td>α 固体処理棟</td> <td>封入セル</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> <tr> <td>α 固体貯蔵施設</td> <td>貯蔵ピット</td> <td>貯蔵設備の 上部コンクリート</td> </tr> <tr> <td>固体廃棄物減容処理施設</td> <td>各種セル</td> <td>コンクリート製セル</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：建家名と同名の設備は「—」とする。</p>	建家	処理を行う放射性廃棄物	廃液貯留施設 II	液体廃棄物 B	廃液処理棟	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B	固体集積保管場 I	固体集積保管場 IV	α 固体処理棟	α 固体廃棄物 B	α 固体貯蔵施設	固体廃棄物減容処理施設	建家	設備*1	遮蔽機能	廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II	貯槽のコンクリート	廃液処理棟	廃液蒸発装置 II	周囲壁	$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備	コンクリート製セル	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	コンクリート製セル	固体集積保管場 I	—	遮蔽スラブ 周囲壁	固体集積保管場 IV	—	壁	α 固体処理棟	封入セル	コンクリート製セル	α 固体貯蔵施設	貯蔵ピット	貯蔵設備の 上部コンクリート	固体廃棄物減容処理施設	各種セル	コンクリート製セル	<p>液体廃棄物 C の記載の削除</p>
建家	処理を行う放射性廃棄物																																																																																							
廃液貯留施設 II	液体廃棄物 B																																																																																							
廃液処理棟																																																																																								
廃液貯留施設 II	液体廃棄物 C																																																																																							
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B																																																																																							
固体集積保管場 I																																																																																								
固体集積保管場 IV																																																																																								
α 固体処理棟	α 固体廃棄物 B																																																																																							
α 固体貯蔵施設																																																																																								
固体廃棄物減容処理施設																																																																																								
建家	設備*1	遮蔽機能																																																																																						
廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II	貯槽のコンクリート																																																																																						
廃液処理棟	廃液蒸発装置 II	周囲壁																																																																																						
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備	コンクリート製セル																																																																																						
	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	コンクリート製セル																																																																																						
固体集積保管場 I	—	遮蔽スラブ 周囲壁																																																																																						
固体集積保管場 IV	—	壁																																																																																						
α 固体処理棟	封入セル	コンクリート製セル																																																																																						
α 固体貯蔵施設	貯蔵ピット	貯蔵設備の 上部コンクリート																																																																																						
固体廃棄物減容処理施設	各種セル	コンクリート製セル																																																																																						
建家	処理を行う放射性廃棄物																																																																																							
廃液貯留施設 II	液体廃棄物 B																																																																																							
廃液処理棟																																																																																								
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 固体廃棄物 B																																																																																							
固体集積保管場 I																																																																																								
固体集積保管場 IV																																																																																								
α 固体処理棟	α 固体廃棄物 B																																																																																							
α 固体貯蔵施設																																																																																								
固体廃棄物減容処理施設																																																																																								
建家	設備*1	遮蔽機能																																																																																						
廃液貯留施設 II	廃液貯槽 II	貯槽のコンクリート																																																																																						
廃液処理棟	廃液蒸発装置 II	周囲壁																																																																																						
$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV	$\beta \cdot \gamma$ 封入設備	コンクリート製セル																																																																																						
	$\beta \cdot \gamma$ 貯蔵セル	コンクリート製セル																																																																																						
固体集積保管場 I	—	遮蔽スラブ 周囲壁																																																																																						
固体集積保管場 IV	—	壁																																																																																						
α 固体処理棟	封入セル	コンクリート製セル																																																																																						
α 固体貯蔵施設	貯蔵ピット	貯蔵設備の 上部コンクリート																																																																																						
固体廃棄物減容処理施設	各種セル	コンクリート製セル																																																																																						

変更前	変更後	備考
<p><u>は1割強の余裕を持つ。</u> <u>なお、管理区域内の線源が管理区域境界から1m内側にあると仮定すれば、残りの業務時間においても管理区域境界から5m離れていれば、時間の設定において1割強の余裕をみていることから、「線量告示」で定める管理区域の基準1.3mSv/3カ月を超えることはない。</u></p> <p>—</p> <p><u>ロ) 廃棄物管理施設の遮蔽について(第2条解釈第1項第2号)</u> <u>廃棄物管理施設のスカイシャインの評価の前提条件は、以下のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 線源は廃棄物管理施設で受入れ又は処理する液体廃棄物及び固体廃棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とする。このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とする。</u> <u>また、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽、化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽を評価対象とする。(添付書類六 5.3.1 計算条件)</u></p> <p><u>(2) 廃棄物管理施設の各建家は周辺監視区域外と標高差を設け土壌により直接線を遮蔽している。(添付書類六 5.3.2 計算方法)</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

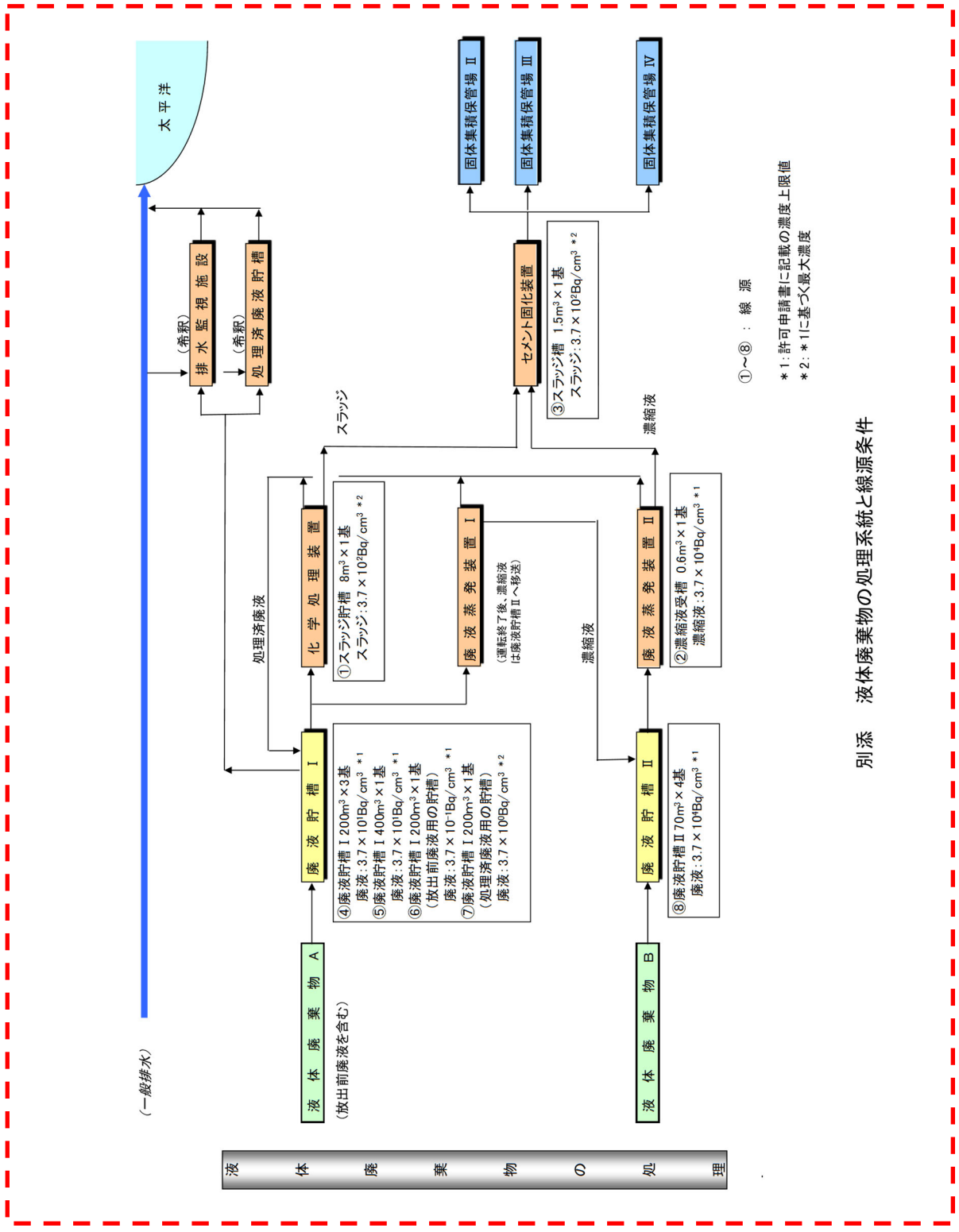
変更前			変更後	備考																																												
<p><u>表 2 - 2 遮蔽計算における線源と線源の管理（担保）方法</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">施設</th> <th colspan="2">線源</th> <th rowspan="2">線源の管理（担保）方法</th> </tr> <tr> <th>設備・容器</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">廃液処理棟</td> <td colspan="2"><u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・スラッジの測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・濃縮液の測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>セメント固化装置のうちスラッジ貯槽</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・スラッジの測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td rowspan="4">廃液貯留施設Ⅰ</td> <td rowspan="2">廃液貯槽Ⅰ</td> <td><u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）3基</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td><u>鉄筋コンクリート製貯槽（400m³）1基</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）1基（放出前廃液用）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）1基（処理済廃液用）</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td>廃液貯留施設Ⅱ</td> <td>廃液貯槽Ⅱ</td> <td><u>鉄筋コンクリート製貯槽（70m³）4基</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td><u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u></td> <td colspan="2"><u>β・γ封入設備</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td><u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u></td> <td colspan="2"><u>β・γ貯蔵セル</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理する。 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> <tr> <td><u>α固体処理棟</u></td> <td colspan="2"><u>α封入設備</u></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 </td> </tr> </tbody> </table>			施設	線源		線源の管理（担保）方法	設備・容器		廃液処理棟	<u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・スラッジの測定により放射性物質濃度を管理 	<u>廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・濃縮液の測定により放射性物質濃度を管理 	<u>セメント固化装置のうちスラッジ貯槽</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・スラッジの測定により放射性物質濃度を管理 	廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ	<u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）3基</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 	<u>鉄筋コンクリート製貯槽（400m³）1基</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 		<u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）1基（放出前廃液用）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 		<u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）1基（処理済廃液用）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 	廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	<u>鉄筋コンクリート製貯槽（70m³）4基</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 	<u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u>	<u>β・γ封入設備</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 	<u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u>	<u>β・γ貯蔵セル</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理する。 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 	<u>α固体処理棟</u>	<u>α封入設備</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 	(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
施設	線源			線源の管理（担保）方法																																												
	設備・容器																																															
廃液処理棟	<u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・スラッジの測定により放射性物質濃度を管理 																																													
	<u>廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・濃縮液の測定により放射性物質濃度を管理 																																													
	<u>セメント固化装置のうちスラッジ貯槽</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・スラッジの測定により放射性物質濃度を管理 																																													
	廃液貯留施設Ⅰ	廃液貯槽Ⅰ	<u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）3基</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 																																												
<u>鉄筋コンクリート製貯槽（400m³）1基</u>			<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 																																													
		<u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）1基（放出前廃液用）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 																																													
		<u>鉄筋コンクリート製貯槽（200m³）1基（処理済廃液用）</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 																																													
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	<u>鉄筋コンクリート製貯槽（70m³）4基</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・高水位警報の設定により貯槽の液量を管理 ・廃液の測定により放射性物質濃度を管理 																																													
<u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u>	<u>β・γ封入設備</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 																																													
<u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u>	<u>β・γ貯蔵セル</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理する。 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 																																													
<u>α固体処理棟</u>	<u>α封入設備</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・運転記録で個数を管理 ・受入時の確認により放射性物質濃度を管理 																																													

変更前			変更後	備考	
<u>固体集積保管場</u> <u>I</u>	<u>ブロック型廃棄物パッケージ</u> (容積 1.8m ³) 2560m ³		(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除	
	<u>ブロック型廃棄物パッケージ</u> (容積 1.0m ³) 1422m ³				
<u>固体集積保管場</u> <u>II</u>	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> 1862m ³				
<u>固体集積保管場</u> <u>III</u>	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> 1200m ³				
<u>固体集積保管場</u> <u>IV</u>	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ</u> 667m ³				
<u>α 固体貯蔵施設</u>	398 孔 132m ³				
<u>固体廃棄物減容</u> <u>処理施設</u>	<u>減容</u>	<u>搬出入室</u>			・ 運転記録で個数を管理
	<u>処理</u> <u>設備</u>	<u>搬出入室</u> (廃棄物搬出入ピット)			・ 受入時の確認により放射性物質濃度を管理
		<u>前処理セル(開缶エリア)</u>			
		<u>前処理セル(分別エリア)</u>			
		<u>焼却溶融セル</u>			
		<u>保守ホール</u>	・ 保守(非定常作業)時の線量により管理		
		<u>廃樹脂乾燥室</u>	・ 受入時の確認により放射性物質濃度を管理 ・ 廃樹脂の計量により管理		
		<u>廃棄物受払室</u>	・ 廃棄物表面の線量率により管理		
<u>固体廃棄物減容処理施設廃液</u> <u>貯槽</u>	・ 貯槽の液量を管理 ・ 廃液の測定により放射性物質濃度を管理				

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: right;"><u>別紙 2 - 1</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量について</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の直接線及びスカイシャイン線からの実効線量について、以下に示すとおり計算している。</u></p> <p><u>1. 計算条件</u></p> <p><u>(1) 線源</u></p> <p><u>線源は、廃棄物管理施設で受け入れ又は処理する液体廃棄物及び固体廃棄物並びに管理する廃棄物パッケージ及び保管する保管体とした。</u></p> <p><u>このうち、固体廃棄物については、速やかに処理して廃棄体とし、最終的に管理施設に貯蔵すること、管理施設が満杯となった場合は、廃棄物を一切受け入れないことから、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ及びα固体貯蔵施設を評価対象とした。さらに、液体廃棄物については、一部は廃棄体とならずに一般排水すること、処理の過程で処理能力の小さい設備の手前では液体廃棄物が滞留することから、放射性物質濃度の高い液体廃棄物を貯留する貯槽又は大量の液体廃棄物を貯留する貯槽が、実効線量の評価に有意な影響を与える評価対象となることから、これらに該当する廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱ、廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽、化学処理装置のうちスラッジ貯槽及びセメント固化装置のうちスラッジ槽を評価対象とした。</u></p> <p><u>放射性物質を内包する貯槽類は、別添に示す液体廃棄物の処理系統と線源条件に全て記載し、遮蔽線源として考慮していないものについては、その理由を別表に示す。なお、セメント固化装置</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前			変更後	備考
<u>建 家 名</u>	<u>線 源</u>		<u>放射エネルギー(Bq)</u>	各条まとめ資料の統合を図るため削除
<u>廃液処理棟</u>	<u>化学処理装置のうちスラッジ貯槽</u>		<u>2.96×10^9</u>	
	<u>廃液蒸発装置Ⅱのうち濃縮液受槽</u>		<u>4.04×10^{10}</u>	
	<u>セメント固化装置のうちスラッジ槽</u>		<u>5.55×10^8</u>	
<u>廃液貯留施設Ⅰ</u>	<u>廃液貯槽Ⅰ</u>	<u>鉄筋コンクリート製貯槽(200m³)3基</u>	<u>2.22×10^{10}</u>	
		<u>鉄筋コンクリート製貯槽(400m³)1基</u>	<u>1.48×10^{10}</u>	
		<u>鉄筋コンクリート製貯槽(200m³)1基(放出前廃液用)</u>	<u>7.40×10^7</u>	
		<u>鉄筋コンクリート製貯槽(200m³)1基(処理済廃液用)</u>	<u>7.40×10^8</u>	
<u>廃液貯留施設Ⅱ</u>	<u>廃液貯槽Ⅱ</u>	<u>鉄筋コンクリート製貯槽(70m³)4基</u>	<u>1.04×10^{13}</u>	
<u>固体集積保管場Ⅰ</u>	<u>ブロック型廃棄物パッケージ(容積1.8m³)2560m³</u>		<u>4.15×10^{15}</u>	
	<u>ブロック型廃棄物パッケージ(容積1m³)1422m³</u>		<u>7.34×10^{14}</u>	
<u>固体集積保管場Ⅱ</u>	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ1862m³</u>		<u>4.10×10^{12}</u>	
<u>固体集積保管場Ⅲ</u>	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ1200m³</u>		<u>5.13×10^{12}</u>	
<u>固体集積保管場Ⅳ</u>	<u>ドラム缶型廃棄物パッケージ667m³</u>		<u>1.44×10^{12}</u>	
<u>α固体貯蔵施設</u>	<u>398孔 132m³</u>		<u>4.42×10^{16}</u>	

(削る)

変更前	変更後	備考
 <p style="text-align: center;">液体廃棄物の処理</p> <p style="text-align: center;">別添 液体廃棄物の処理系統と線源条件</p>	<p style="color: red;">(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前			変更後			備考
表1 閉じ込め機能を設ける設備			表1 閉じ込め機能を設ける設備			化学処理装置の使用の停止に伴う削除 液体廃棄物の受入れ施設の見直し 有機廃液一時格納庫の削除
建家	設備 ^{*1}	備考 ^{*2}	建家	設備 ^{*1}	備考 ^{*2}	
廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ	ベント系接続 ^{*3}	廃液処理棟	廃液蒸発装置Ⅰ	ベント系接続 ^{*3}	
	<u>化学処理装置</u>	<u>上部開放^{*3}</u>		廃液蒸発装置Ⅱ	ベント系接続 ^{*3}	
	廃液蒸発装置Ⅱ	ベント系接続 ^{*3}		セメント固化装置	—	
	セメント固化装置	—	廃棄物管理施設用廃液貯槽	—	上部開放 ^{*3}	
廃棄物管理施設用廃液貯槽	—	上部開放 ^{*3}	排水監視施設	排水監視設備	上部開放 ^{*3}	
排水監視施設	排水監視設備	上部開放 ^{*3}	β・γ固体処理棟Ⅰ	β・γ圧縮装置Ⅰ	—	
β・γ固体処理棟Ⅰ	β・γ圧縮装置Ⅰ	—	β・γ固体処理棟Ⅱ	β・γ圧縮装置Ⅱ	—	
β・γ固体処理棟Ⅱ	β・γ圧縮装置Ⅱ	—	β・γ固体処理棟Ⅲ	β・γ焼却装置	—	
β・γ固体処理棟Ⅲ	β・γ焼却装置	—		β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	—	
	β・γ固体処理棟Ⅲ廃液貯槽	—		<u>有機溶媒貯槽</u>	—	
β・γ固体処理棟Ⅳ	β・γ封入設備	—	β・γ固体処理棟Ⅳ	β・γ封入設備	—	
	β・γ貯蔵セル	—		β・γ貯蔵セル	—	
α固体処理棟	α封入設備	—	α固体処理棟	α封入設備	—	
	α焼却装置	—		α焼却装置	—	
	αホール設備	—		αホール設備	—	
	α固体処理棟予備処理装置	—		α固体処理棟予備処理装置	—	
固体集積保管場Ⅰ	—	—	固体集積保管場Ⅰ	—	—	
廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽	上部開放 ^{*3}	廃液貯留施設Ⅰ	処理済廃液貯槽	上部開放 ^{*3}	
	廃液貯槽Ⅰ	上部開放 ^{*3}		廃液貯槽Ⅰ	上部開放 ^{*3}	
廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	上部開放 ^{*3}	廃液貯留施設Ⅱ	廃液貯槽Ⅱ	上部開放 ^{*3}	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	管理機械棟	分析フード	—	
管理機械棟	分析フード	—		保管容器	—	
	保管容器	—	固体廃棄物減容処理施設	各種セル	一部セルライニング ^{*4}	
固体廃棄物減容処理施設	各種セル	一部セルライニング ^{*4}				

*1：建家名と同名の設備は「—」とする。

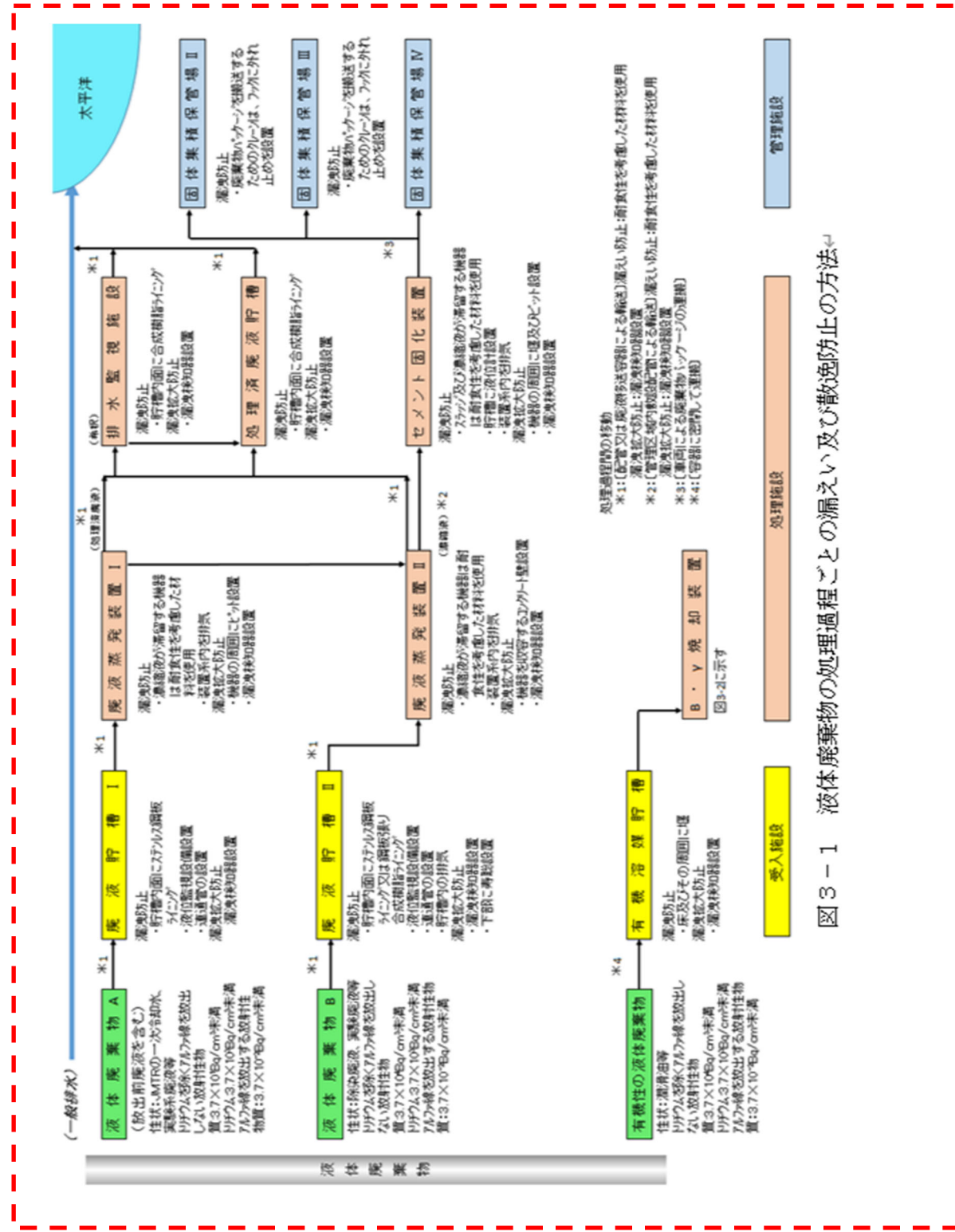
*1：建家名と同名の設備は「—」とする。

変更前	変更後	備考
<p>装置、$\beta \cdot \gamma$圧縮装置Ⅰ、$\beta \cdot \gamma$圧縮装置Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$焼却装置、$\beta \cdot \gamma$封入設備、$\beta \cdot \gamma$貯蔵セル、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置は、$\beta \cdot \gamma$核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>解釈第2項第3号について</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、<u>化学処理装置</u>、<u>廃液蒸発装置Ⅱ</u>、排水監視設備、$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。また、貯槽はステンレス鋼板又は合成樹脂でライニングし、漏えいを防止する設計とする。</p> <p>解釈第2項第4号について</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物を搬送する設備は、落下防止を考慮した吊り具を用いる設計とする。</p> <p>廃棄物パッケージ（添付書類五 2.5項(1) 抜粋）</p> <p>廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータ</p>	<p>装置、$\beta \cdot \gamma$圧縮装置Ⅰ、$\beta \cdot \gamma$圧縮装置Ⅱ、$\beta \cdot \gamma$焼却装置、$\beta \cdot \gamma$封入設備、$\beta \cdot \gamma$貯蔵セル、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置、分析フード、前処理セル、焼却溶融セル、保守ホール、固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽とする。この内、α封入設備、α焼却装置、αホール設備、α固体処理棟予備処理装置は、$\beta \cdot \gamma$核種を取り扱う設備より負圧を深くし、隣接する区域の空気はこの区域に流入するようにして、他の区域へ流れ難いように設計する。</p> <p>解釈第2項第3号について</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備・機器は、漏えいの発生防止、漏えいの早期検出及び拡大防止する設計とする。また、建家については、液体廃棄物の建家外への漏えい防止、気体廃棄物の敷地外への管理されない放出の防止を考慮した設計とする。</p> <p>液体廃棄物を内蔵する設備及び機器は廃液蒸発装置Ⅰ、廃液蒸発装置Ⅱ、排水監視設備、<u>有機溶媒貯槽</u>、$\beta \cdot \gamma$固体処理棟Ⅲ廃液貯槽、処理済廃液貯槽、廃液貯槽Ⅰ、廃液貯槽Ⅱである。それぞれ、ピットや堰、漏えい検出器を備える設計とする。また、貯槽はステンレス鋼板又は合成樹脂でライニングし、漏えいを防止する設計とする。</p> <p>解釈第2項第4号について</p> <p>廃棄物管理施設で取り扱う放射性廃棄物を搬送する設備は、落下防止を考慮した吊り具を用いる設計とする。</p> <p>廃棄物パッケージ（添付書類五 2.5項(1) 抜粋）</p> <p>廃棄物パッケージは通常時に取り扱う最大高さからの落下に対しても、破損により内容物が漏出し難い強度を有する構造の容器とする。</p> <p>廃棄物パッケージの取扱いは、落下防止を考慮した専用の吊り具及びパレットによって行うとともに、使用するクレーン、フォークリフト及びエレベータ</p>	<p>化学処理装置の使用の停止に伴う削除及び液体廃棄物の受入れ施設の見直し</p>

変更前	変更後	備考
<p>ロ) <u>廃棄物の漏えい及び散逸防止（第3条解釈第2項第3号、5号）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設では、放射性廃棄物の性状及び処理過程ごとに漏えい及び散逸防止の方法により、放射性廃棄物を適切に閉じ込めることができる設計としている。</u></p> <p><u>（液体廃棄物の漏えい及び散逸防止）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設で取り扱う液体廃棄物は、液体廃棄物A、B、C及び有機性のものに区分し、それぞれの性状は、トリチウムを除くアルファ線を放出しない放射性物質の濃度、トリチウム及びアルファ線を放出する放射性物質の濃度で区分している。</u></p> <p><u>液体廃棄物の処理施設は、「放射性液体廃棄物処理施設の安全審査に当たり考慮すべき事項ないしは基本的な考え方」を参考に、以下のとおり設計している。</u></p> <p><u>液体廃棄物を貯留する貯槽は、常温・常圧での取り扱うため、漏えい防止としてステンレス鋼板等のライニングとしている。液体廃棄物を受け入れる貯槽には連通管を設置しオーバーフローを防止している。実験廃液や化学処理を行う貯槽や装置は、耐薬品性の観点から合成樹脂ライニングとしている。</u></p> <p><u>蒸発装置は、温度や圧力がかかることから、漏えい防止として耐食性を考慮した材料を使用する。また、濃縮液や薬品が混入したスラッジを処理するセメント固化装置も耐食性を考慮した材料を使用する。</u></p> <p><u>液体廃棄物の貯槽及び処理装置には全て漏えい検知器を備えるとともに、液体廃棄物A等放射性物質の濃度の低い廃液を貯留する貯槽以外は周囲にピット又は堰等を設置し漏えい拡大防止を図っている。</u></p> <p><u>液体廃棄物を内蔵する設備・機器を設置する施設は、事業所の外に排水を排出する排水路の上に施設の床面がないようにすることにより、敷地外への管理されない放出を防止した設計する。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p><u>具体的には、施設設計の段階で施設の排水ラインを管理区域排水と非管理区域排水に分類し、非管理区域の排水ラインの上に管理区域が無いよう設計し、施工する。</u></p> <p><u>液体廃棄物の性状及び処理の過程を図3-1に示す。</u></p> <p><u>(固体廃棄物の漏えい及び散逸防止)</u></p> <p><u>廃棄物管理施設で取り扱う固体廃棄物は、$\beta \cdot \gamma$固体廃棄物A、B及びα固体廃棄物A、Bに区分し、それぞれの性状は、アルファ線を放出しない放射性物質の濃度、アルファ線を放出する放射性物質の濃度及び廃棄物容器表面の線量率で区分する。</u></p> <p><u>$\beta \cdot \gamma$固体廃棄物の性状及び処理過程を図3-2に、α固体廃棄物の性状及び処理過程を図3-3に示す。</u></p> <p><u>廃棄物を処理するまでに格納する施設及び廃棄物を容器に封入する設備は、設備内を負圧に維持し、設備内の空気が外部に漏えいし難い構造とする。</u></p> <p><u>廃棄物を焼却や熔融処理する装置・設備は、運転中は負圧に維持するとともに密閉又は気密構造としている。</u></p> <p><u>また、急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構により炉内の空気が設備の外部に漏えいし難い構造とする。</u></p> <p><u>廃棄物を圧縮処理する装置は、圧縮時には、装置内の空気が外部に漏えいし難いよう密閉型とする。</u></p> <p><u>α固体廃棄物を非密封で分別する設備は、気密構造とする。</u></p> <p><u>ハ) 管理施設(第3条解釈第2項第1号、4号、5号)</u></p> <p><u>(廃棄物管理施設の廃棄物パッケージ及び保管体並びに設備)</u></p> <p><u>廃棄物管理施設は、廃棄物パッケージ及び保管体について、処分するまでの間は管理施設で保管することとしており、明確な貯蔵期間は定めず、施設定期自主検査で廃棄物パッケージ及び保管体並びに設</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前



変更後

(削る)

備考

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前

変更後

備考

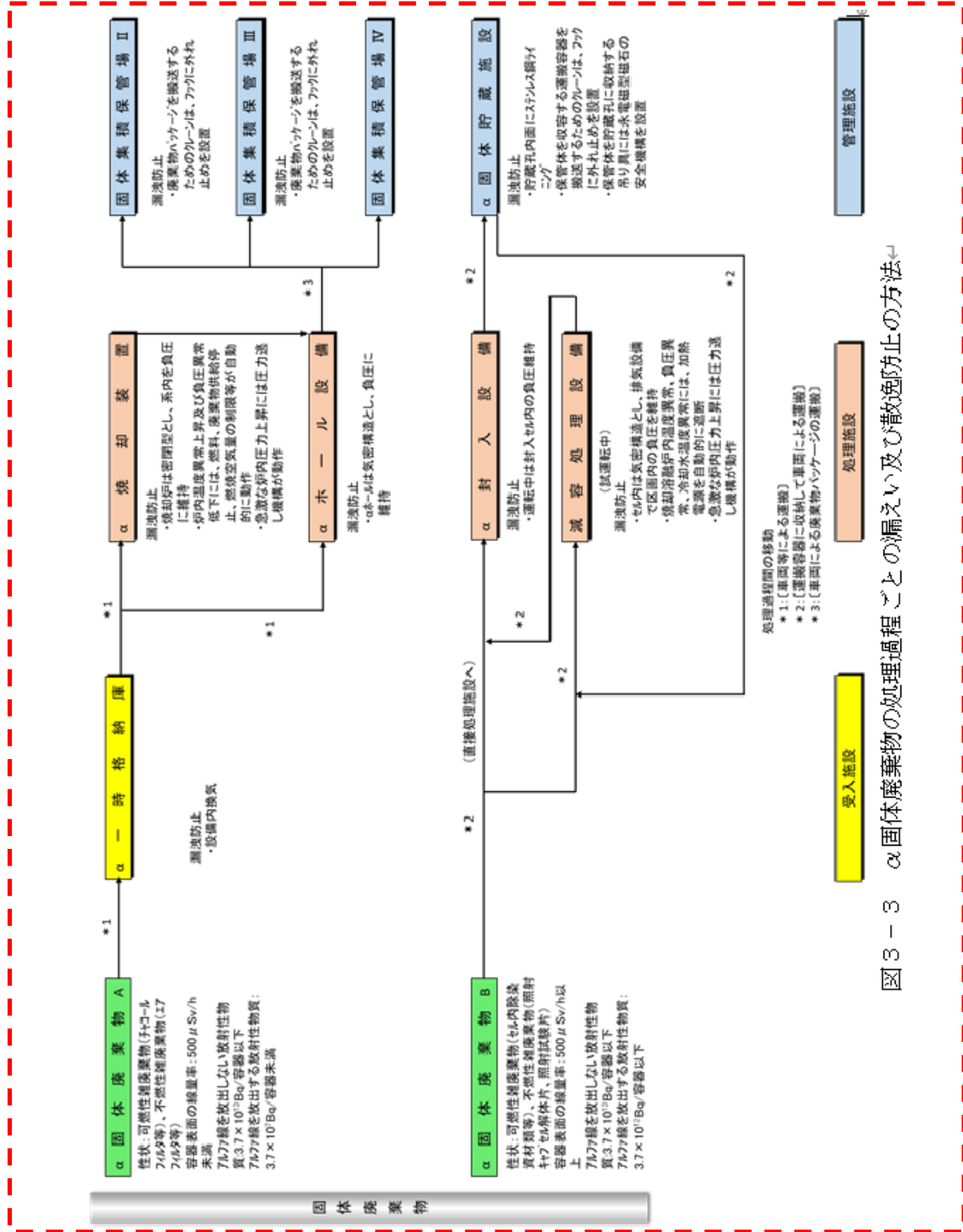


図3-3 α 固体廃棄物の処理過程ごとの漏えい及び散逸防止の方法

(削る)

各条まとめ資料の統
 合を図るため削除

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>却処理及び溶融処理などからの熱影響がないように設計する。</p> <p>さらに、焼却溶融炉及び2次燃焼器の近傍には、原則として電気ケーブルを配置しないが、やむを得ず配置する場合は、金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線する。</p> <p>火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置には、過電流、温度上昇、圧力上昇、漏えいの検知又は防止する設計とする。</p> <p>具体的には廃棄物管理施設のβ・γ焼却装置、α焼却装置及び焼却溶融炉の炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行う。また急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>電気設備の主要設備（添付書類五 8.5.3.4項 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、α固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、<u>有機廃液一時格納庫屋根部</u>、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄</p>	<p>却処理及び溶融処理などからの熱影響がないように設計する。</p> <p>さらに、焼却溶融炉及び2次燃焼器の近傍には、原則として電気ケーブルを配置しないが、やむを得ず配置する場合は、金属製の保護管又は金属製のカバー内に配線する。</p> <p>火災のおそれのある電気設備、予備電源設備、焼却や溶融処理を行う設備、無停電電源装置には、過電流、温度上昇、圧力上昇、漏えいの検知又は防止する設計とする。</p> <p>具体的には廃棄物管理施設のβ・γ焼却装置、α焼却装置及び焼却溶融炉の炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行う。また急速な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</p> <p>電気設備の主要設備（添付書類五 8.5.3.4項 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設（固体廃棄物減容処理施設を除く。）で使用する商用系電源は、大洗研究所の北受電所を経由して受電し、施設内の各負荷に供給する。また、商用系停電の際にも運転、監視が必要と考えられる設備に対しては、北受電所に設置されている非常系電源設備からの給電が受けられるようにする。さらに、α焼却装置及びαホール設備に対しては、外部電源喪失時にも給電できるように、α固体処理棟に予備電源設備を設置する。</p> <p>また、固体廃棄物減容処理施設で使用する商用系電源は、南受電所を経由して受電し、建家内の各負荷に供給する。さらに、南受電所に設置してある非常系電源設備から給電を受けられる設計とする。</p> <p>廃棄物管理施設内のケーブル、ケーブルトレイ、ダクト、配電盤等は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用し、壁貫通箇所等のうちの要部には延焼防止措置を施す。</p> <p>また、落雷による火災を防止するためにα固体処理棟排気筒先端部、β・γ固体処理棟Ⅲ排気筒先端部、α固体貯蔵施設屋根部及び固体廃棄</p>	<p>有機廃液一時格納庫の記載の削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>区域内の各部屋と運転監視室は、系統を分離していることから、許可基準規則第四条 3 項における火災及び爆発の影響軽減に対応する内容とする。</u></p> <p><u>ハ) 自動火災報知設備及び消火設備について（第 4 条解釈第 1 項第 3 号）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の消防設備は、自動火災報知設備及び消火設備で構成し、適切に配置している。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の自動火災報知設備は、放出前廃液を排水する施設（排水監視施設）を除き、主に部屋ごとに区画を設定して検出器を設置し、建家ごとに設けた監視盤に火災警報の発報及び火災を検知した区画の表示を行う。また、火災を検知した場合の火災信号は、固体廃棄物減容処理施設では、運転監視室及び警備所に送信し、また、固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設では、管理機械棟及び警備所に送信し、それぞれ警報盤に表示する。</u></p> <p><u>消火設備は、万一、火災が発生した場合においても、適切に対処できるように、消火器、消火栓設備及びガス消火設備を、施設の構造に応じて設置する。</u></p> <p><u>表 4 - 1 に、廃棄物管理施設の消防設備を示す。</u></p> <p><u>また、安全避難通路は、商用系電源喪失時においても機能する照明を設備し、単純、明確かつ永続的な標識を付けたものとする。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の消火設備及び予備電源並びに安全避難通路、照明（非常灯）及び誘導標識について、設置状況を図 4 - 1 ～図 4 - 33 に示す。</u></p> <p><u>予備電源の仕様及び運用方法について表 4 - 2 で説明する。</u></p> <p><u>ニ) 気体廃棄物の廃棄施設について（第 4 条解釈第 1 項第 3 号）</u></p> <p><u>固体廃棄物減容処理施設の気体廃棄物の廃棄施設は、万一、各系統下の部屋において火災が発生した場合は、火災が発生した部屋を含む系統を超えて他の系統に影響が生じないように各系統を分離している。また、セル系は、セル内のインセルフイルタに火災防止型のフィルタを設置し、後段の排気設備への影響を与えない設計とする。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<p>図4-34(1) 焼却廃棄物の廃棄施設平面配置図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

ホ) 施設間の設置間隔について(第4条解釈第1項第3号)

施設間の設置間隔については、建築基準法第二条第1項第六号に「延焼のおそれのある部分」として、「隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の二以上の建築物(延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。)相互の外壁間の中心線から、一階にあっては三メートル以下、二階以上にあっては五メートル以下の距離にある建築物の部分を用いる。ただし、防火上有効な公園、広場、川等の空地若しくは水面又は耐火構造の壁その他これらに類するものに面する部分を除く。」と規定されている。

廃棄物管理施設の各施設は、延焼のおそれがない間隔を確保するように施設を設置しており、設置間隔は1階にあっては6メートル、2階以上にあっては10メートルを超える距離となるよう施設が設置され、この設置間隔に満たない場合は耐火構造の建家の外壁及び鋼製扉が設置されている。

図4-34に廃棄物管理施設の配置を、表4-3に廃棄物管理施設各建家間の距離と防火上有効となる設備を示す。

変更前	変更後	備考
<p><u>また、これらの施設は、概ね地下若しくは屋内の取扱・貯蔵施設である。</u></p> <p><u>ト) 焼却装置について（第4条解釈第1項第3号）</u></p> <p><u>廃棄物管理施設のβ・γ焼却装置、α焼却装置及び焼却熔融炉は、炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対しては、燃料又は電源、廃棄物の供給停止、焼却空気量の制限を行うように、また急激な炉内圧力上昇に対しては、圧力逃がし機構が動作するように設計する。</u></p> <p><u>α焼却装置及びβ・γ焼却装置について、焼却炉の圧力逃がし機構の動作により逃がした排ガスは、逃がし排気フィルタを経て、他の系統の排気とともに排気筒から放出する。</u></p> <p><u>α焼却装置排ガス処理概略系統を図4-35に、β・γ焼却装置処理系統を図4-36に示す。また、参考として、固体廃棄物減容処理施設の排ガス処理装置排ガス処理概略系統（参考）を図4-37に示す。</u></p> <p><u>逃し排気フィルタは、粗塵用フィルタ1段、高性能フィルタ1段で構成し、捕集効率99%で設計している。</u></p> <p><u>焼却装置は、炉内温度の異常上昇及び負圧の異常低下に対して、燃料、廃棄物の供給停止、燃焼空気量の制限を自動的に行うよう設計されている。一方、この制限を超える焼却炉内の急速な圧力上昇に対しては、機器破損防止の機械的な圧力逃し機構が作動する設計である。圧力逃し機構の作動頻度は少なく、また、瞬時に圧力を降下できる排気であることから、調整される排気量は少量（α焼却装置：約0.2m³、β・γ焼却装置：約1.3m³）であり、設置した逃し排気フィルタにより排気中の放射性物質濃度を十分に低減（発生する気体廃棄物の放射エネルギー α焼却装置：1.8×10⁵Bq, β・γ焼却装置：1.3×10⁵Bq→排気後の気体廃棄物の放射エネルギー α焼却装置：1.8×10³Bq, β・γ焼却装置：1.3×10³Bq）できるものである。（別紙1）</u></p> <p><u>なお、焼却装置の運転中は、圧力逃し排気も含めた大気に放出する排気中の放射性塵埃の濃度を、排気筒に設置した排気モニタで常時監視し、設定した作動条件で警報を発報する設計である。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考

表 4-1 廃棄物管理施設の消防設備

消防設備の種類	設置施設	設置建家 (設置されている設備)
自動火災 報知設備	液体処理施設	廃液処理棟、廃液貯留施設 I、管理機械棟*1
	固体処理施設	β・γ 固体処理棟 I、β・γ 固体処理棟 II、β・γ 固体処理棟 III、β・γ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、固体廃棄物減容処理施設
	管理施設	固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設
	受入れ施設	廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、有機廃液一時格納庫、β・γ 一時格納庫 I、α 一時格納庫
	廃棄施設	—
消火設備*2	液体処理施設	廃液処理棟 (消火器)、管理機械棟 (消火器)、廃液貯留施設 I (消火器)、排水監視施設 (消火器)
	固体処理施設	β・γ 固体処理棟 I (消火器)、β・γ 固体処理棟 II (消火器)、β・γ 固体処理棟 III (屋内消火栓設備、消火器)、β・γ 固体処理棟 IV (ガス消火設備、消火器)、α 固体処理棟 (屋内消火栓設備、ガス消火設備、消火器)、固体廃棄物減容処理施設 (屋内消火栓設備、ガス消火設備、消火器)
	管理施設	固体集積保管場 I (消火器)、固体集積保管場 II (消火器)、固体集積保管場 III (消火器)、固体集積保管場 IV (屋内消火栓設備、消火器)、α 固体貯蔵施設 (消火器)
	受入れ施設	廃液貯留施設 I (消火器)、廃液貯留施設 II (消火器)、有機廃液一時格納庫 (消火器)、β・γ 一時格納庫 I (消火器)、α 一時格納庫 (ガス消火設備、消火器)
	廃棄施設	廃棄物管理施設用廃液貯槽 (消火器)

*1 集合警報器 (固体廃棄物減容処理施設を除く。) *2 屋外消火栓設備は、建家の近傍 12箇所に設置

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前		変更後	備考																																																
<p>表 4 - 3 廃棄物管理施設各建家間の距離と防火上有効となる設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>近接する施設との設置間隔 (m)</th> <th>防火上有効な設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>α 固体貯蔵施設</u> <u>固体集積保管場 II</u></td> <td>3</td> <td><u>固体集積保管場 II の外壁</u></td> </tr> <tr> <td><u>固体集積保管場 III</u></td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>固体集積保管場 IV</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟 II</u></td> <td>3</td> <td><u>β・γ 固体処理棟 II の外壁</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟 I</u></td> <td>> 10</td> <td><u>連絡通路の鋼製扉</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 一時格納庫 I</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>α 固体処理棟及び α 一時格納庫</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟 IV</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>管理機械棟</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>廃液処理棟 (廃棄物管理施設用廃液貯槽を含む)</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯留施設 I</u></td> <td>4</td> <td><u>廃液貯留施設 I の外壁</u> <u>連絡通路の鋼製扉</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯留施設 II</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>排水監視施設</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 固体処理棟 III</u></td> <td>> 10</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			近接する施設との設置間隔 (m)	防火上有効な設備	<u>α 固体貯蔵施設</u> <u>固体集積保管場 II</u>	3	<u>固体集積保管場 II の外壁</u>	<u>固体集積保管場 III</u>	8		<u>固体集積保管場 IV</u>	> 10		<u>β・γ 固体処理棟 II</u>	3	<u>β・γ 固体処理棟 II の外壁</u>	<u>β・γ 固体処理棟 I</u>	> 10	<u>連絡通路の鋼製扉</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u>	> 10		<u>β・γ 一時格納庫 I</u>	> 10		<u>α 固体処理棟及び α 一時格納庫</u>	> 10		<u>β・γ 固体処理棟 IV</u>	> 10		<u>管理機械棟</u>	> 10		<u>廃液処理棟 (廃棄物管理施設用廃液貯槽を含む)</u>	> 10		<u>廃液貯留施設 I</u>	4	<u>廃液貯留施設 I の外壁</u> <u>連絡通路の鋼製扉</u>	<u>廃液貯留施設 II</u>	> 10		<u>排水監視施設</u>	> 10		<u>β・γ 固体処理棟 III</u>	> 10		(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
	近接する施設との設置間隔 (m)	防火上有効な設備																																																	
<u>α 固体貯蔵施設</u> <u>固体集積保管場 II</u>	3	<u>固体集積保管場 II の外壁</u>																																																	
<u>固体集積保管場 III</u>	8																																																		
<u>固体集積保管場 IV</u>	> 10																																																		
<u>β・γ 固体処理棟 II</u>	3	<u>β・γ 固体処理棟 II の外壁</u>																																																	
<u>β・γ 固体処理棟 I</u>	> 10	<u>連絡通路の鋼製扉</u>																																																	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	> 10																																																		
<u>β・γ 一時格納庫 I</u>	> 10																																																		
<u>α 固体処理棟及び α 一時格納庫</u>	> 10																																																		
<u>β・γ 固体処理棟 IV</u>	> 10																																																		
<u>管理機械棟</u>	> 10																																																		
<u>廃液処理棟 (廃棄物管理施設用廃液貯槽を含む)</u>	> 10																																																		
<u>廃液貯留施設 I</u>	4	<u>廃液貯留施設 I の外壁</u> <u>連絡通路の鋼製扉</u>																																																	
<u>廃液貯留施設 II</u>	> 10																																																		
<u>排水監視施設</u>	> 10																																																		
<u>β・γ 固体処理棟 III</u>	> 10																																																		

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

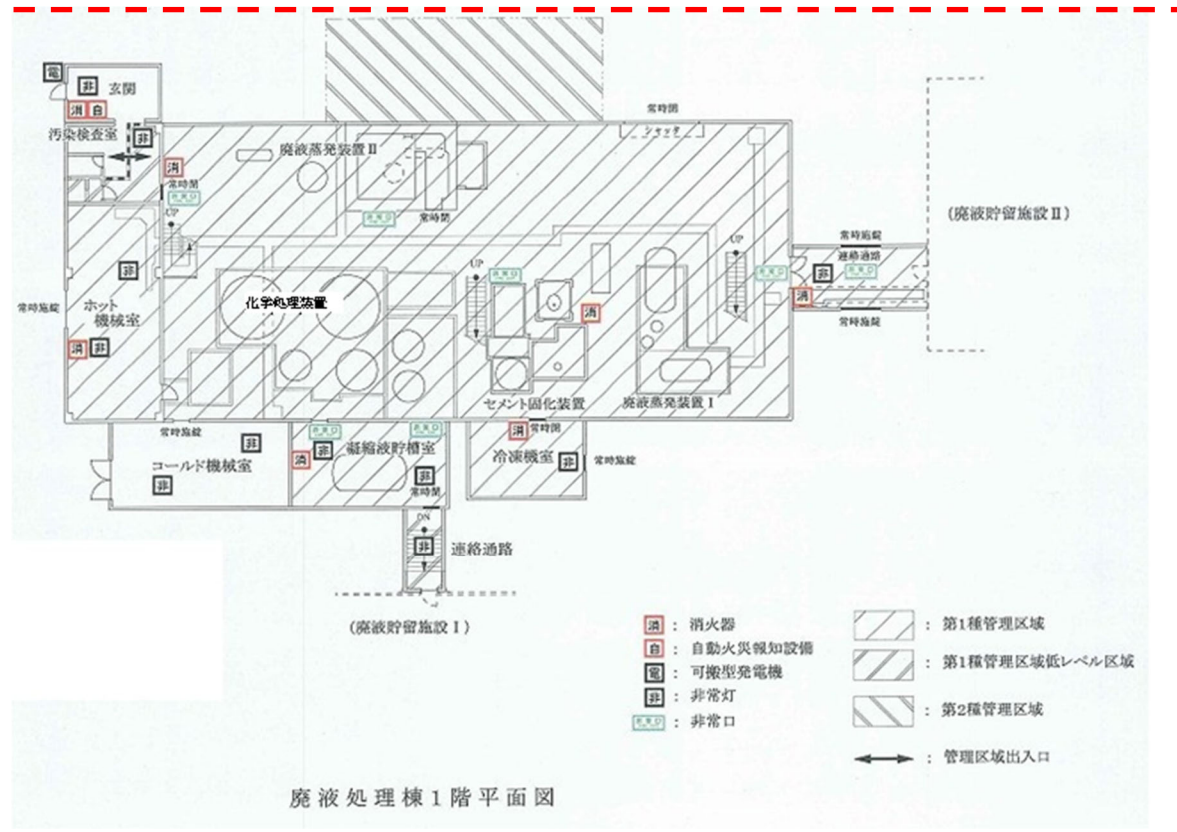


図 4-1 消火設備等設置状況図 (廃液処理棟 1階)

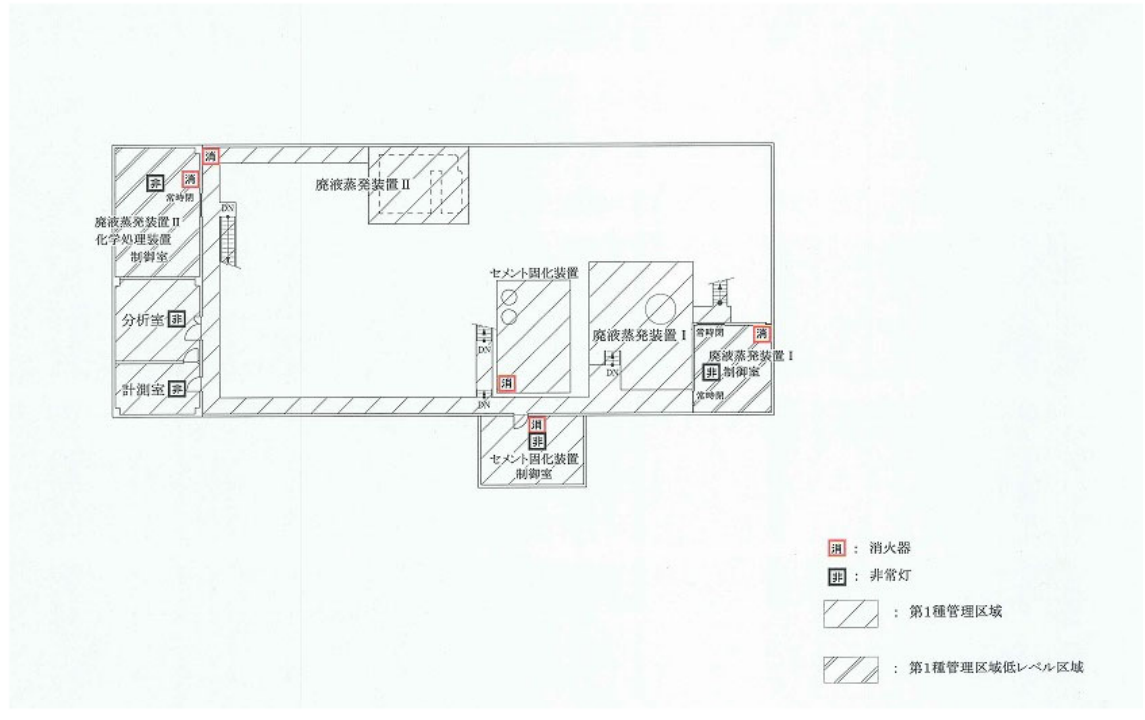


図 4-2 消火設備等設置状況図 (廃液処理棟 2階)

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

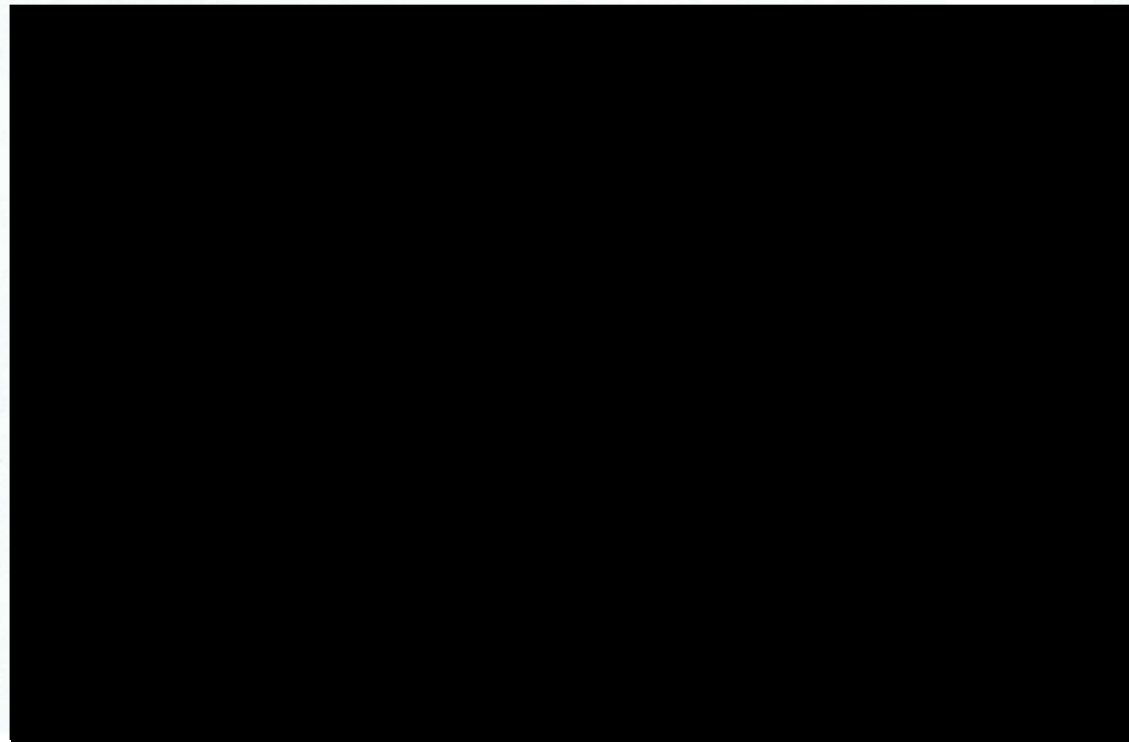


図4-23 消火設備等設置状況図 (α固体貯蔵施設地階)

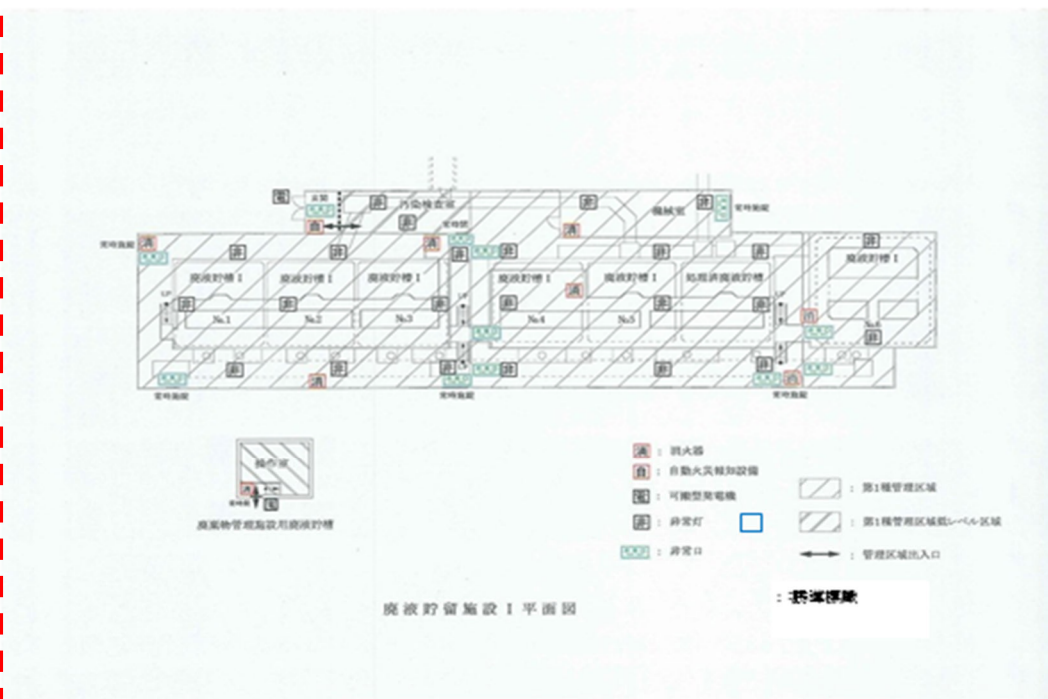
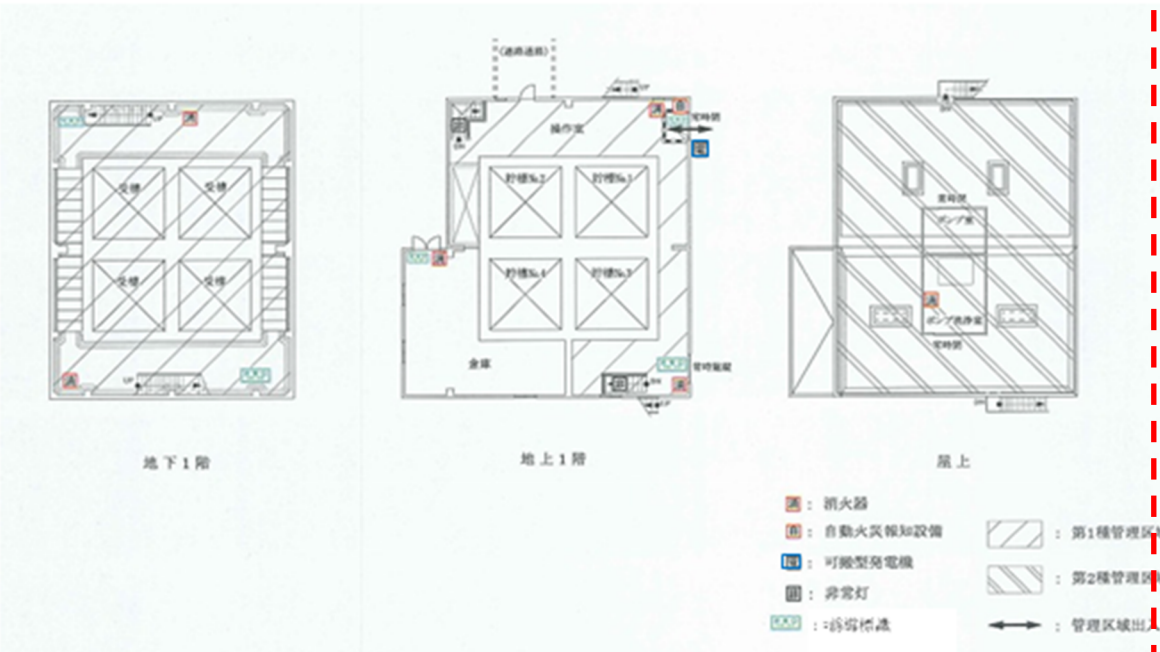
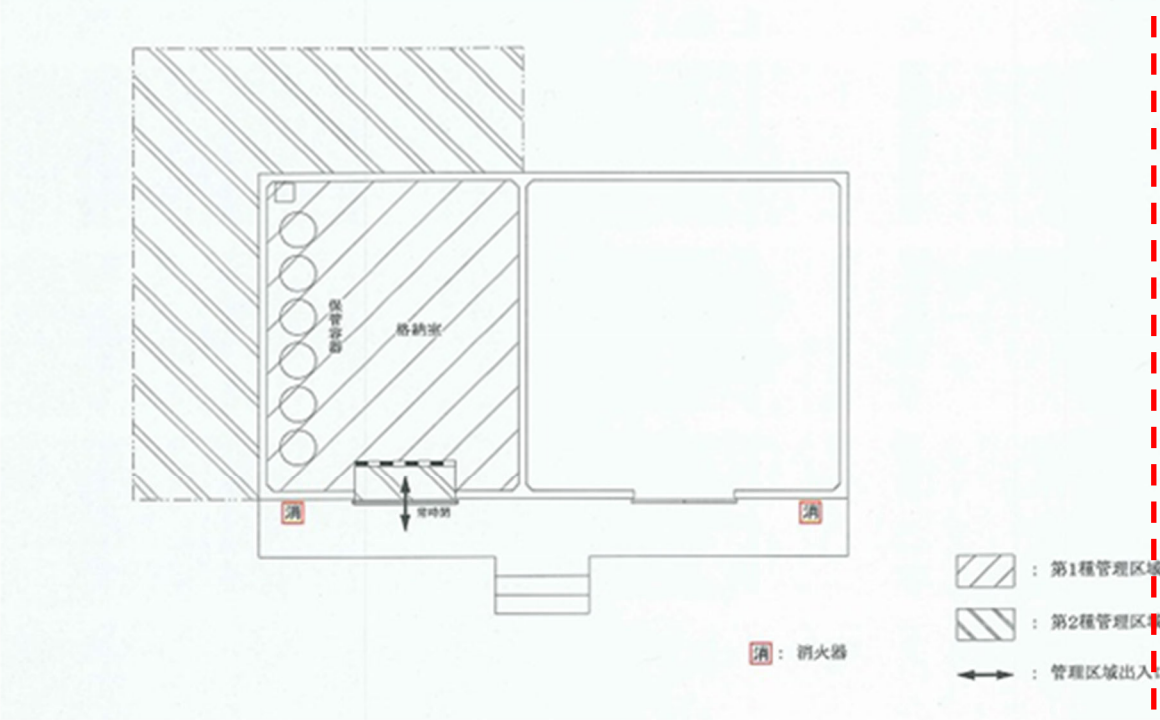


図4-24 消火設備等設置状況図 (廃液貯留施設I)

変更前	変更後	備考
 <p>地下1階</p> <p>地上1階</p> <p>屋上</p> <p> ■ : 消火器 ■ : 自動火災報知設備 ■ : 可燃型発電機 ■ : 非常灯 ■ : 誘導標識 : 第1種管理区域 : 第2種管理区域 : 管理区域出入口 </p> <p>図4-25 消火設備等設置状況図（廃液貯留施設Ⅱ）</p>  <p> : 第1種管理区域 : 第2種管理区域 ■ : 消火器 : 管理区域出入口 </p> <p>図4-26 消火設備等設置状況図（有機廃液一時格納庫）</p>	<p>(削る)</p>	<p>備考</p> <p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="192 241 1320 955" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="311 1008 1142 1039">図 4 - 27 消火設備等設置状況図 (β・γ一時格納庫 I)</p> <div data-bbox="192 1060 1320 1669" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="311 1690 1142 1722">図 4 - 28 消火設備等設置状況図 (α一時格納庫 1階)</p>	<p data-bbox="1409 241 1528 283">(削る)</p>	<p data-bbox="2567 241 2893 336">各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="157 275 1279 898" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="320 926 1110 961">図 4 - 29 消火設備等設置状況図 (α 一時格納庫 2 階)</p> <div data-bbox="157 1062 1279 1696" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="335 1724 1124 1759">図 4 - 30 消火設備等設置状況図 (α 一時格納庫 地階)</p>	<p data-bbox="1418 247 1525 283">(削る)</p>	<p data-bbox="2561 247 2908 338">各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

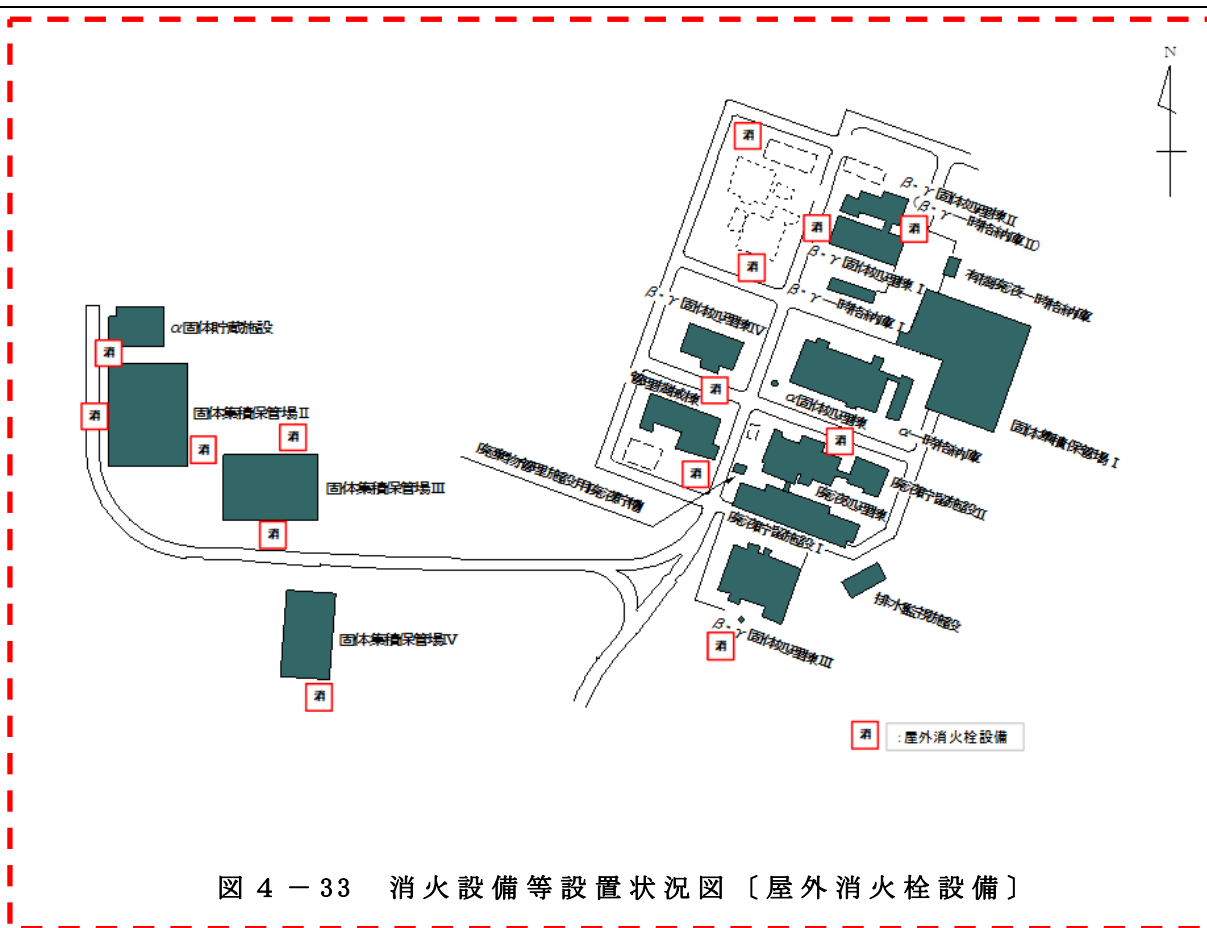


図4-31 消火設備等設置状況図（管理機械棟1階）



図4-32 消火設備等設置状況図（管理機械棟2階）

変更前

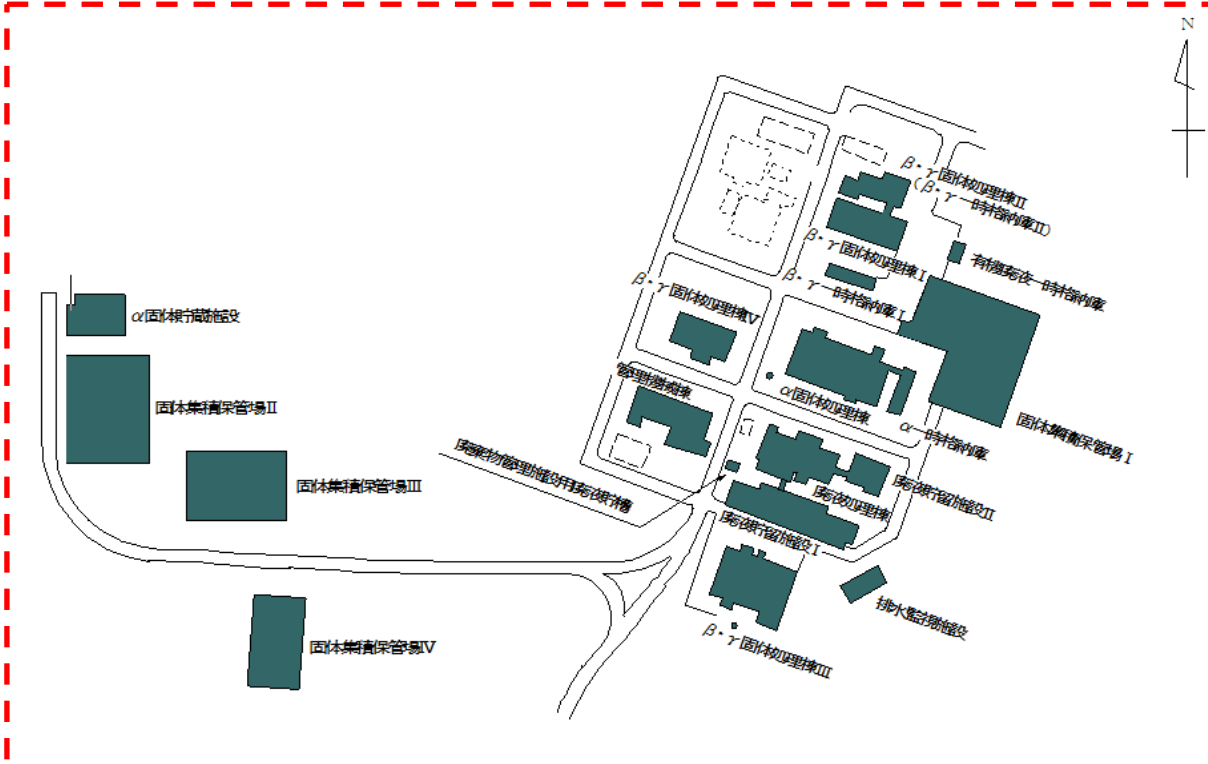


変更後

(削る)

備考

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前	変更後	備考
 <p data-bbox="534 1008 1023 1039">図 4 - 34 廃棄物管理施設の配置</p>	<p data-bbox="1409 247 1528 283">(削る)</p>	<p data-bbox="2567 247 2893 336">各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前

変更後

備考

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

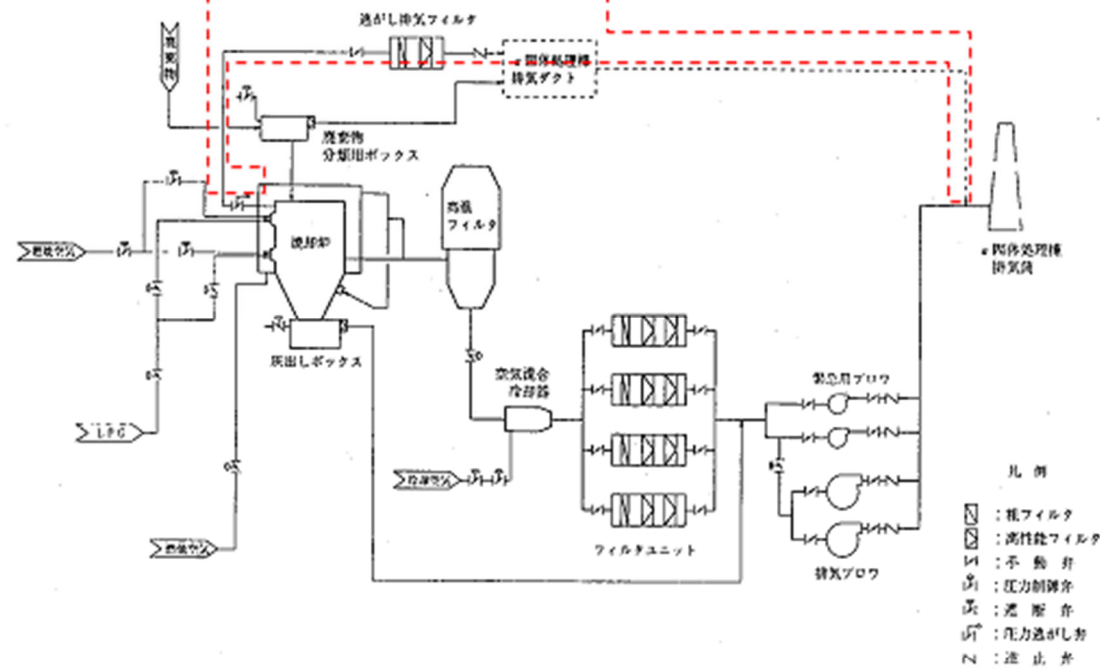


図 4-35 α 焼却装置排ガス処理概略系統

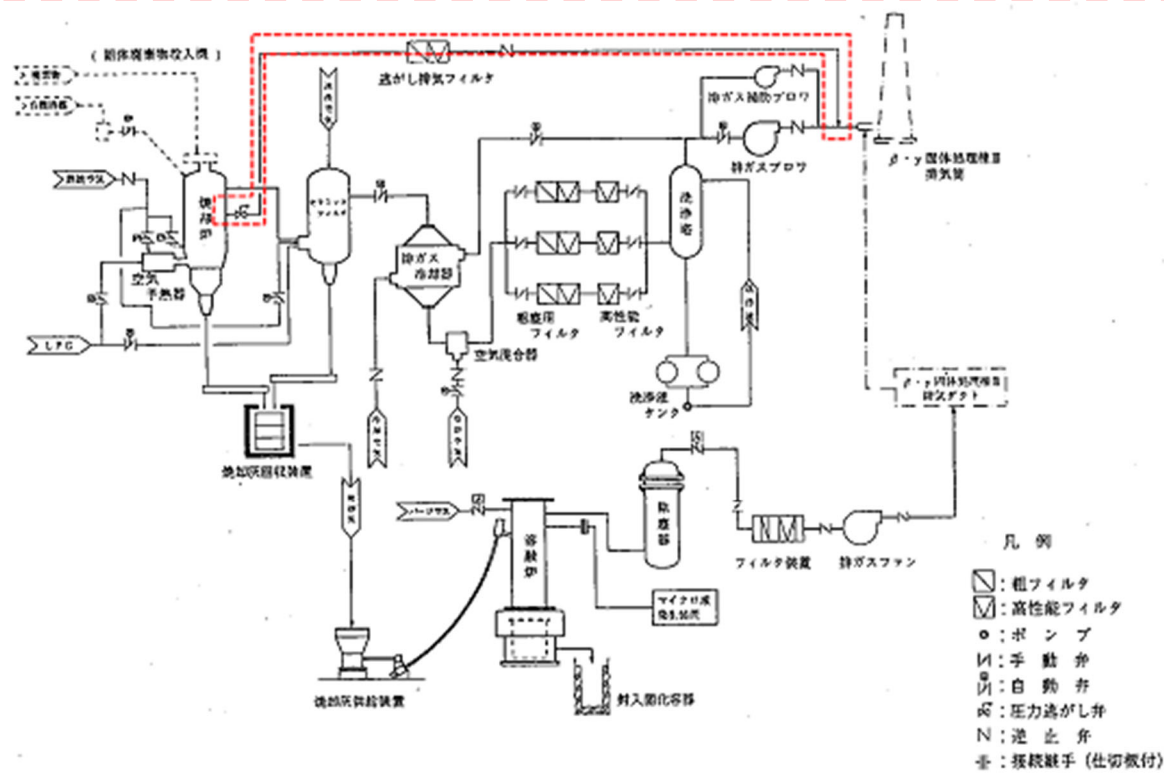
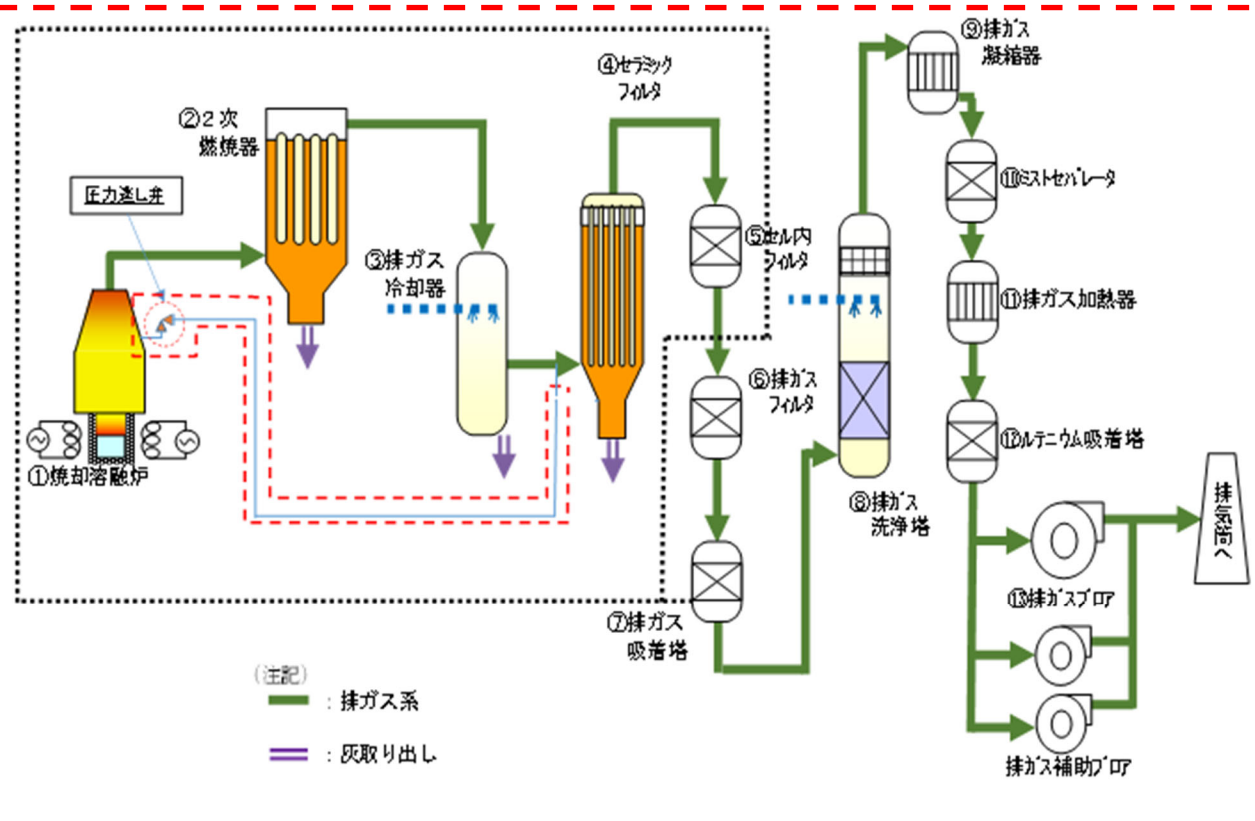


図 4-36 β・γ 焼却装置処理系統

変更前	変更後	備考
 <p>(注記) — : 排ガス系 — : 灰取り出し</p> <p>図 4 - 37 排ガス処理装置排ガス処理概略系統 (参考)</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: right;"><u>参考一2</u></p> <p><u>廃棄物管理施設において火災が発生した際の影響の評価及び対策について</u></p> <p><u>1. 廃棄物管理施設の火災又は爆発の防止</u></p> <p><u>廃棄物管理施設は火災又は爆発により当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成二十五年十二月六日原子力規制委員会規則第三十一号）第四条では必要な火災防護対策を要求している。</u></p> <p><u>本評価は、これらの要求に基づく火災防護対策により、廃棄物管理施設内で火災が発生した場合の影響評価を行い、必要な火災防護対策を行うことで、安全性が損なわれないことを示すものである。</u></p> <p><u>2. 廃棄物管理施設の火災評価の概要</u></p> <p><u>廃棄物管理施設は、現在建設中の固体廃棄物減容処理施設（OWTF）を含め 19 の建家から構成され、液体廃棄物や固体廃棄物の処理設備、保管設備及び受入れ設備を有するとともに、全ての施設に大小の管理区域が存在する。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の内部火災を評価するにあたり、すべての施設における内部火災での火災荷重評価を行うとともに、施設内部の火災防護対象について、各施設に内蔵する可燃性物質（紙、布、木材、化学製品、微量危険物等）を調査し、それらが火災源となった場合の影響を評価する。</u></p> <p><u>これらの評価結果に対して、必要な火災防護対策を行う。</u></p> <p><u>なお、建設中である OWTF については、類似施設である α 固体処理棟の火災荷重評価及び可燃性物質調査結果を参考に保守的に仮定を行って火災評価を行う。</u></p> <p><u>3. 火災評価</u></p> <p><u>3. 1 火災評価の条件</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>(1) 火災評価に関する基本的な考え方</u></p> <p><u>廃棄物管理施設は、19 の棟及び施設で構成される。各棟及び施設は、廃棄物の種類に応じて受入れ、処理、保管の機能をそれぞれ 1 つ有しており、いわば単機能の施設である。</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の火災評価にあたっては、まず、火災荷重によるすべての建家の耐火性を確認したうえで、それらの施設における取り扱う場所に係る安全機能を火災から防護するよう、火災源を設定して設備の損傷を評価する。</u></p> <p><u>(各棟及び施設の安全機能)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 遮蔽機能</u> <u>・ 閉じ込め機能</u> <p><u>防護対象施設を表 1 に示す。</u></p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前		変更後	備考
表1 廃棄物管理施設の火災防護対象		(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
<u>施設名 (建家)</u>	<u>防護対象</u>		
<u>廃液処理棟</u>	<u>廃液蒸発装置Ⅰ (蒸気室、カランドリア、強制循環ポンプ、蒸気圧縮機、濃縮液受槽、ピット)</u> <u>化学処理装置 (凝集沈澱槽、排泥槽、スラッジ貯槽、砂ろ過塔、分析フード、堰・ピット)</u> <u>廃液蒸発装置Ⅱ (蒸発缶、充填塔、凝縮器、濃縮液受槽、堰・ピット、周囲壁)</u> <u>セメント固化装置 (凍結再融解槽、スラッジ槽、濃縮液槽、混練機、堰・ピット)</u>		
<u>廃棄物管理施設用廃液貯槽</u>	<u>鉄筋コンクリート製貯槽</u>		
<u>排水監視設備</u>	<u>鉄筋コンクリート製貯槽</u>		
<u>β・γ 固体処理棟Ⅰ</u>	<u>β・γ 圧縮装置Ⅰ (圧縮機、分類用ボックス)</u>		
<u>β・γ 固体処理棟Ⅱ</u>	<u>β・γ 圧縮装置Ⅱ (圧縮機、分類用ボックス、フィルタ破砕機、β・γ 圧縮装置Ⅱ 排気設備)</u>		
<u>β・γ 固体処理棟Ⅲ</u>	<u>β・γ 焼却装置 (焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物投入設備、焼却灰回収装置、焼却灰固化装置)</u> <u>β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 (貯留タンク、廃液移送容器、堰)</u>		
<u>β・γ 固体処理棟Ⅳ</u>	<u>β・γ 封入設備 (分類セル、圧縮機、パッケージ取扱設備、廃棄物移送用キャスク、セル内クレーン、インセルモニタ)</u> <u>β・γ 貯蔵セル (鉄筋重コンクリート製セル、セル内クレーン、インセルモニタ)</u>		

変更前		変更後	備考
<u>α 固体処理棟</u>	<u>α 封入設備（封入セル、封入装置、インセルモ ニタ、セル内クレーン、保管体移送用キャス ク）</u> <u>α 焼却装置（焼却炉、排ガス処理設備、廃棄物 分類用ボックス、灰出しボックス）</u> <u>α ホール設備（α ホール、細断機、圧縮機、エ アラインスーツ設備、ホール内クレーン）</u> <u>α 固体処理棟予備処理装置（貯留タンク、化学 処理タンク、フード、堰）</u>	(削る)	各条まとめ資料の統 合を図るため削除
<u>固体集積保管場 I</u>	<u>固体集積保管場 I（内部周囲壁（堅積保管設 備）、遮蔽スラブ）</u>		
<u>固体集積保管場 II</u>	<u>建家</u>		
<u>固体集積保管場 III</u>	<u>〃</u>		
<u>固体集積保管場 IV</u>	<u>〃</u>		
<u>α 固体貯蔵施設</u>	<u>α 固体貯蔵施設（堅孔式貯蔵設備）</u>		
<u>廃液貯留施設 I</u>	<u>処理済廃液貯槽（鉄筋コンクリート製貯槽）</u> <u>廃液貯槽 I（鉄筋コンクリート製貯槽、常陽系 統配管、堰）</u>		
<u>廃液貯留施設 II</u>	<u>廃液貯槽 II（鉄筋コンクリート製貯槽、受槽）</u>		
<u>有機廃液一時格 納庫</u>	<u>有機廃液一時格納庫（保管容器）</u>		
<u>β・γ 一時格納 庫 I</u>	<u>β・γ 一時格納庫 I（鉄筋コンクリートピツ ト）</u>		
<u>α 一時格納庫</u>	<u>α 一時格納庫（鉄筋コンクリート造地下格納 室、鉄骨造地上格納室）</u>		
<u>管理機械棟</u>	<u>分析フード</u>		

変更前	変更後	備考																								
<table border="1" data-bbox="178 294 1291 976"> <tr> <td data-bbox="178 294 474 976"> <u>固体廃棄物減容処理施設</u> </td> <td data-bbox="474 294 1291 976"> <u>減容処理設備（しゃへい窓、しゃへい扉、天井ポート、マニプレータ、焼却溶融炉、排ガス処理装置（セル内：2次燃焼器、セラミックフィルタ等）、排ガス処理装置（セル外：排ガス洗浄塔、循環水タンク等）、堰（セル外：循環水タンク等）、しゃへい窓、しゃへい扉、搬出ポート、エアラインスーツ設備、補修用グローブボックス、廃樹脂乾燥装置、試料採取用グローブボックス、試料調整用フード）</u> <u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク、液体廃棄物Aタンク、廃液サンプリングフード、堰、）</u> </td> </tr> </table>	<u>固体廃棄物減容処理施設</u>	<u>減容処理設備（しゃへい窓、しゃへい扉、天井ポート、マニプレータ、焼却溶融炉、排ガス処理装置（セル内：2次燃焼器、セラミックフィルタ等）、排ガス処理装置（セル外：排ガス洗浄塔、循環水タンク等）、堰（セル外：循環水タンク等）、しゃへい窓、しゃへい扉、搬出ポート、エアラインスーツ設備、補修用グローブボックス、廃樹脂乾燥装置、試料採取用グローブボックス、試料調整用フード）</u> <u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク、液体廃棄物Aタンク、廃液サンプリングフード、堰、）</u>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>																						
<u>固体廃棄物減容処理施設</u>	<u>減容処理設備（しゃへい窓、しゃへい扉、天井ポート、マニプレータ、焼却溶融炉、排ガス処理装置（セル内：2次燃焼器、セラミックフィルタ等）、排ガス処理装置（セル外：排ガス洗浄塔、循環水タンク等）、堰（セル外：循環水タンク等）、しゃへい窓、しゃへい扉、搬出ポート、エアラインスーツ設備、補修用グローブボックス、廃樹脂乾燥装置、試料採取用グローブボックス、試料調整用フード）</u> <u>固体廃棄物減容処理施設廃液貯槽（廃液受入タンク、洗浄塔廃液タンク、液体廃棄物Aタンク、廃液サンプリングフード、堰、）</u>																									
<p>(2) <u>施設の火災荷重</u></p> <p><u>廃棄物管理施設の19の棟及び施設について、内部火災における火災荷重を確認する。</u></p> <p><u>建家の耐火時間については、建築基準法施行令を参考に以下のとおりとする。</u></p> <p><u>表2 廃棄物管理施設の建家の構造と耐火時間</u></p> <table border="1" data-bbox="237 1333 1202 1827"> <thead> <tr> <th><u>施設名（建家）</u></th> <th><u>建家構造</u></th> <th><u>耐火時間（h）</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>廃液処理棟</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃棄物管理施設用廃液貯槽</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>排水監視設備</u></td> <td><u>RC</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ固体処理棟Ⅰ</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ固体処理棟Ⅱ</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ固体処理棟Ⅲ</u></td> <td><u>RC</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>			<u>施設名（建家）</u>	<u>建家構造</u>	<u>耐火時間（h）</u>	<u>廃液処理棟</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>廃棄物管理施設用廃液貯槽</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>排水監視設備</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>	<u>β・γ固体処理棟Ⅰ</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>β・γ固体処理棟Ⅱ</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>β・γ固体処理棟Ⅲ</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>	<u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u>	<u>S</u>	<u>1</u>
<u>施設名（建家）</u>	<u>建家構造</u>	<u>耐火時間（h）</u>																								
<u>廃液処理棟</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>廃棄物管理施設用廃液貯槽</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>排水監視設備</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>																								
<u>β・γ固体処理棟Ⅰ</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>β・γ固体処理棟Ⅱ</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>β・γ固体処理棟Ⅲ</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>																								
<u>β・γ固体処理棟Ⅳ</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								

変更前	変更後	備考																								
<table border="1"> <tr> <td><u>α 固体貯蔵施設</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯留施設 I</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>廃液貯留施設 II</u></td> <td><u>RC</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>有機廃液一時格納庫</u></td> <td><u>RC</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>β・γ 一時格納庫 I</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>α 一時格納庫</u></td> <td><u>S</u></td> <td><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>管理機械棟</u></td> <td><u>RC</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>固体廃棄物減容処理施設</u></td> <td><u>RC</u></td> <td><u>2</u></td> </tr> </table> <p><u>RC 造・・・鉄筋コンクリート造 (Reinforced Concrete)</u> <u>S 造・・・鉄骨造 (Steel)</u></p> <p><u>火災荷重は、各棟及び施設における各部屋の可燃物量を仮定し、それによる等価時間を算出する。具体的には、各部屋の可燃物量から、ガイドに示された単位質量又は単位体積当たりの熱量等により、等価時間を算出する。</u></p> <p><u>なお、各部屋の可燃物量のほか、施設内の電気ケーブルについても、施設図面等からケーブル物量を算出して可燃物に加えることとするが、各施設の図面が古く、ケーブル物量が算出できない施設については、既に算出した施設から、ケーブル物量の比較的多いと考えられる部屋（制御室、電気室）と作業室等に分けて、単位面積当たりの物量を設定して用いる。</u></p>	<u>α 固体貯蔵施設</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>廃液貯留施設 I</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>廃液貯留施設 II</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>	<u>β・γ 一時格納庫 I</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>α 一時格納庫</u>	<u>S</u>	<u>1</u>	<u>管理機械棟</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>	<u>固体廃棄物減容処理施設</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
<u>α 固体貯蔵施設</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>廃液貯留施設 I</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>廃液貯留施設 II</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>																								
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>																								
<u>β・γ 一時格納庫 I</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>α 一時格納庫</u>	<u>S</u>	<u>1</u>																								
<u>管理機械棟</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>																								
<u>固体廃棄物減容処理施設</u>	<u>RC</u>	<u>2</u>																								

変更前	変更後	備考												
<p><u>類やプラスチックパネルは、構成部材（コンクリート、鉄鋼材等）に比べて、耐熱性が低い。</u></p> <p><u>以上のことから、閉じ込め機能については、取扱場所での火災を想定し、火災による気密部材表面での輻射温度が60℃を超えた場合には、可燃物量抑制又は遮熱対策を行うこととする。</u></p> <table border="1" data-bbox="255 499 1136 926"> <thead> <tr> <th>材料名</th> <th>用途</th> <th>耐熱温度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ネオプレン ゴム</td> <td>気密用パッキン、インフラートシール</td> <td>130℃</td> </tr> <tr> <td>ポリカーボ ネート</td> <td>グローブボックスパ ネル、エアラインス ーツ（ヘルメット）</td> <td>120℃～130 ℃¹⁾</td> </tr> <tr> <td>PVC</td> <td>エアラインスーツ本 体</td> <td>60～80℃¹⁾</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(4) 内部火災の火災源の調査</u></p> <p><u>施設内部の火災防護対象を決定し、各施設に内蔵する可燃性物質を調査した。</u></p> <p><u>いずれの施設についても、除染や通常作業に使用するウエス（布など）、マニュアルや記録に使用する紙類、物品保護や搬入に使用される梱包材、保護具（木材）、ビニールバッグなどの化学製品、潤滑剤やふき取り等を行うためのアルコールなど微量危険物、その他を施設内の所定の場所に置いている。</u></p> <p><u>調査結果として、主な可燃性物質・量、集積場所及び防護対象から最も近い距離を図1-1-1～図1-1-8に示す。</u></p> <p><u>また、火災源の材質別の仕様を表3に示す。</u></p> <p><u>3. 2 火災評価</u></p> <p><u>(1) 火災評価方法の考え方</u></p>	材料名	用途	耐熱温度	ネオプレン ゴム	気密用パッキン、インフラートシール	130℃	ポリカーボ ネート	グローブボックスパ ネル、エアラインス ーツ（ヘルメット）	120℃～130 ℃ ¹⁾	PVC	エアラインスーツ本 体	60～80℃ ¹⁾	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>
材料名	用途	耐熱温度												
ネオプレン ゴム	気密用パッキン、インフラートシール	130℃												
ポリカーボ ネート	グローブボックスパ ネル、エアラインス ーツ（ヘルメット）	120℃～130 ℃ ¹⁾												
PVC	エアラインスーツ本 体	60～80℃ ¹⁾												

変 更 前	変 更 後	備 考
<p><u>②火災等での機能の損傷評価</u></p> <p><u>評価結果を表4-2に示す。また、評価に用いた計算結果を添付2に示す。</u></p> <p><u>評価の結果、各施設で可燃性物質の集積場所から火災が発生した場合に遮蔽機能及び閉じ込め機能に影響がなかった施設は、廃棄物管理施設廃液貯槽、排水監視施設、β・γ固体処理棟Ⅰ、β・γ固体処理棟Ⅱ、β・γ固体処理棟Ⅳ、固体集積保管場Ⅰ、固体集積保管場Ⅱ、固体集積保管場Ⅲ、固体集積保管場Ⅳ、α固体貯蔵施設、廃液貯留施設Ⅰ、有機廃液一時格納庫、α一時格納庫及びβ・γ一時格納庫Ⅰの14施設である。それ以外の施設では、可燃性物質を金属製のキャビネットや金属容器に収納するなどの対策を行って、火災による影響を軽減する。</u></p> <p><u>5. 参考文献</u></p> <p><u>1) 主なプラスチックの特性と用途 (日本プラスチック工業連盟)</u> http://www.jpif.gr.jp/2hello/conts/youto_c.htm</p> <p><u>2) 伝熱工学 (東京大学出版)</u></p> <p><u>3) 危険物関係用語の解説 (第27回) (Safety & Tomorrow No.152 危険物保安技術協会)</u> http://www.khk-syoubou.or.jp/pdf/guide/magazine/glossary/27.pdf</p> <p><u>4) Heat Release Rate Tests of Plastic Trash Containers (NIST FR 4018)</u></p> <p><u>5) 第75回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合 外部火災影響評価について (航空機落下による火災) 京都大学原子炉実験所 2015年9月4日</u></p> <p><u>6) 各種物質の性質: 金属(固体)の性質</u> http://www.hakko.co.jp/qa/qakit/html/h01020.htm</p> <p><u>7) 各種物質の性質: 非金属固体の性質</u> http://www.hakko.co.jp/qa/qakit/html/h01010.htm</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前				変更後	備考
表3 火災源の材質別の仕様 (1) 固体の可燃性物質				(削る)	各条まとめ資料の統合を図るため削除
No	可燃物名	単位重量 (kg/単位)	単位	備考	
1	500ml ポリビン	0.05	1個		
2	100ml ポリビン	0.012	1個		
3	可燃性カートン	2	1個(中身入り)		
4	ゴム手袋	0.005	1組		
5	布手袋	0.018	1組		
6	テープ類	0.236	1個		
7	ビニール袋	0.005	1枚		
8	酢ビロール	0.112	1m ²	実測	
9	1cmファイル(100枚)	0.424	1冊	A4 100枚換算	
10	プラスチック容器	2.6	1箱		
11	ウェス	1	20枚		
12	シューズカバー	0.008	1組		
13	サッサ	0.077	15枚1袋		
14	ホース	0.15	1m		
15	バッテリー液	0.1	100ml(想定)		
16	チャコール(50L)	17.5	50L		
17	ナイロンスリング	0.55	1本		
18	防災シート	14	45m ²		
19	合板	3.46	1m ²		
20	アクリル板	1.5	50cmx50cmx3mm/枚		
21	記録紙	0.5	100枚	実測	
22	ソファー	25.5	1客2人掛け		
23	スミヤろ紙	0.001	1枚	1g/枚と仮定	
24	ベンコット	0.18	100枚入り		
25	ポール	1	1本		
26	枕木	50	2400x200x200mm/本		
27	エアラインスーツ	1	1体	PVC部(実測)	
28	木槌	0.163	1個		
29	刷毛	0.041	1本		
30	ほうき	0.36	1本		
31	トナーカートリッジ	1	1ユニット		
32	タイベック	0.191	1着		
33	塗装用スプレー	0.3	1本		
34	パイロン	0.848	1本		

変更前		変更後		備考
0540	105	0540	105	各条まとめ資料の統合を図るため削除
899	96	899	96	
1194	125	1194	125	
1195	126	1195	126	
1179	118	1179	118	
527	31	527	31	
528	32	528	32	
498	50	498	50	
891	95	891	95	
1035	104	1035	104	
387	37	387	37	
563	57	563	57	
1072	108	1072	108	
175	18	175	18	
882	88	882	88	
342	37	342	37	
343	38	343	38	
2077	2078	2077	2078	
2048	2049	2048	2049	
1425	1427	1425	1427	
1019	1017	1019	1017	
966	967	966	967	
442	447	442	447	
151	161	151	161	
175	181	175	181	
187	197	187	197	
547	557	547	557	
197	207	197	207	
319	329	319	329	
543	553	543	553	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
429	44	429	44	
358	368	358	368	
514	524	514	524	
923	933	923	933	
166	166	166	166	
162	162	162	162	
270	270	270	270	
469	479	469	479	
98	108	98	108	
173	183	173	183	
206	216	206	216	
1861	1871	1861	1871	
239	249	239	249	
241	251	241	251	
240	250	240	250	
194	204	194	204	
1125	1135	1125	1135	
148	158	148	158	
261	271	261	271	
426	436	426	436	
79	89	79	89	
108	118	108	118	
0540	105	0540	105	
899	96	899	96	
1194	125	1194	125	
1195	126	1195	126	
1179	118	1179	118	
527	31	527	31	
528	32	528	32	
498	50	498	50	
891	95	891	95	
1035	104	1035	104	
387	37	387	37	
563	57	563	57	
1072	108	1072	108	
175	18	175	18	
882	88	882	88	
342	37	342	37	
343	38	343	38	
2077	2078	2077	2078	
2048	2049	2048	2049	
1425	1427	1425	1427	
1019	1017	1019	1017	
966	967	966	967	
442	447	442	447	
151	161	151	161	
175	181	175	181	
187	197	187	197	
547	557	547	557	
197	207	197	207	
319	329	319	329	
543	553	543	553	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
623	64	623	64	
429	44	429	44	
358	368	358	368	
514	524	514	524	
923	933	923	933	
166	166	166	166	
162	162	162	162	
270	270	270	270	
469	479	469	479	
98	108	98	108	
173	183	173	183	
206	216	206	216	
1861	1871	1861	1871	
239	249	239	249	
241	251	241	251	
240	250	240	250	
194	204	194	204	
1125	1135	1125	1135	
148	158	148	158	
261	271	261	271	
426	436	426	436	
79	89	79	89	
108	118	108	118	

(削る)

変更前

変更後

備考

表4-2廃棄物管理施設の可燃物の燃焼条件と防護対象の表面温度の計算結果

No	燃焼対象の可燃物の種類	燃焼対象の可燃物の質量	燃焼対象の可燃物の体積	燃焼対象の可燃物の密度	燃焼対象の可燃物の発熱量	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力	燃焼対象の可燃物の燃焼速度	燃焼対象の可燃物の燃焼時間	燃焼対象の可燃物の燃焼温度	燃焼対象の可燃物の燃焼圧力			
1	
2
3
4
5
6

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前

変更後

備考

品名	数量	単価	金額	単位	仕様	数量	単価	金額	単位	仕様	数量	単価	金額	単位	仕様
14	1800	0.41	738	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.35	0	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	35	0.35	12.25	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	1800	0.24	432	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.27	0	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	80	0.27	21.6	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	30000	6.79	2037	枚	30000枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	1.47	0	枚	23000枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	232	1.47	340.04	枚	23000枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
15	1200	0.27	324	枚	1200枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.29	0.58	枚	1000枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.29	11.6	枚	1000枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	1800	0.41	738	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.36	0.72	枚	1600枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.36	14.4	枚	1600枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	1800	0.24	432	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.27	0.54	枚	1600枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.27	10.8	枚	1600枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	0.50	0.02	0.01	枚	0.50枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.08	0	枚	0.50枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.08	0	枚	0.50枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
16	3277	0.74	2426.58	枚	3277枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.49	0	枚	2949枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	102	0.49	50.0	枚	2949枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	400	0.09	36	枚	400枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.17	0	枚	360枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	57	0.17	9.69	枚	360枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	852	0.19	161.88	枚	852枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.25	0	枚	788枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	86	0.25	21.7	枚	788枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
17	1800	0.26	468	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	1	0.24	0.24	枚	1644枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	45	0.24	10.8	枚	1644枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	300	0.07	21	枚	300枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.15	0	枚	230枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	41	0.15	6.15	枚	230枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
18	1800	0.41	738	枚	1800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	1.4	0.35	0.49	枚	1620枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	36	0.35	12.6	枚	1620枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	400	0.09	36	枚	400枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0.17	0.25	0.04	枚	360枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	41	0.25	10.25	枚	360枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	36500	6.73	2456.15	枚	36500枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	3.2	1.67	5.34	枚	34040枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	227	1.67	378.99	枚	34040枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
19	284	0.07	19.88	枚	284枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	4.5	0.15	0.68	枚	2685枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.15	6.0	枚	2685枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	0.10	0.00	0.00	枚	0.10枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	1	0.03	0.03	枚	0.10枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.03	1.2	枚	0.10枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	1272	0.26	331.92	枚	1272枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.17	0	枚	1158枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	44	0.17	7.48	枚	1158枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	2389	0.54	1291.06	枚	2389枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.24	0.48	枚	2267枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	129	0.24	30.96	枚	2267枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	2389	0.54	1291.06	枚	2389枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.24	0.48	枚	2267枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	129	0.24	30.96	枚	2267枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	585	0.15	87.75	枚	585枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.21	0	枚	527枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	81	0.21	17.01	枚	527枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	10084	2.26	22788.64	枚	10084枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	3	0.85	2.57	枚	9605枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	72	0.85	61.2	枚	9605枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	560	0.06	33.6	枚	560枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	4	0.16	0.64	枚	524枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.16	6.4	枚	524枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	125	0.09	11.25	枚	125枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.11	0	枚	115枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	4	0.11	0.44	枚	115枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	1272	0.26	331.92	枚	1272枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.29	0.58	枚	1158枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	44	0.29	12.77	枚	1158枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	800	0.07	56	枚	800枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0	0.13	0	枚	730枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	74	0.13	9.52	枚	730枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	637	0.14	89.18	枚	637枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.21	0.42	枚	572枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	41	0.21	8.51	枚	572枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	2389	0.54	1291.06	枚	2389枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.24	0.48	枚	2267枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	129	0.24	30.96	枚	2267枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	300	0.02	6	枚	300枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	4	0.13	0.52	枚	292枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.13	5.2	枚	292枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	200	0.05	10	枚	200枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	3	0.12	0.36	枚	197枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.12	4.8	枚	197枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	144	0.03	4.32	枚	144枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	5	0.10	0.5	枚	139枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	40	0.10	4.0	枚	139枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	63500	0.06	3810	枚	63500枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	3	0.17	0.51	枚	39870枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	186	0.17	31.62	枚	39870枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	100	0.02	2	枚	100枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	0.5	0.08	0.04	枚	90枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	44	0.08	3.52	枚	90枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%
	1272	0.26	331.92	枚	1272枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	2	0.30	0.6	枚	1145枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%	44	0.30	13.32	枚	1145枚、ワイド、A4、厚紙、白、100%

(削る)

各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前	変更後	備考
<p>図 1 - 1 - 1 廃液処理棟（1階）、廃棄物管理施設用廃液貯槽の概略平面図及び可燃物配置図</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

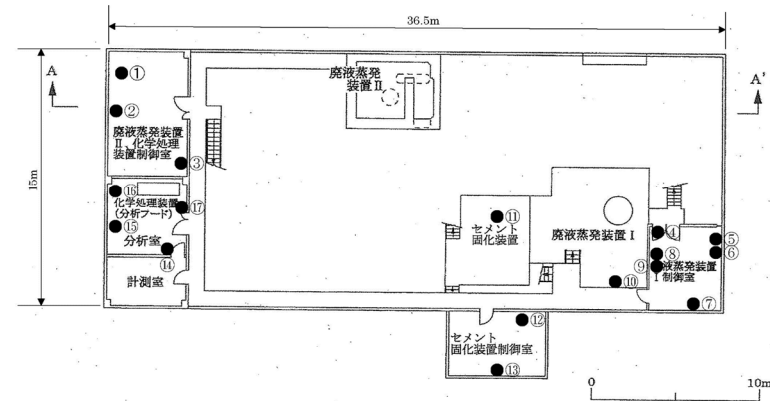
変更前

変更後

備考

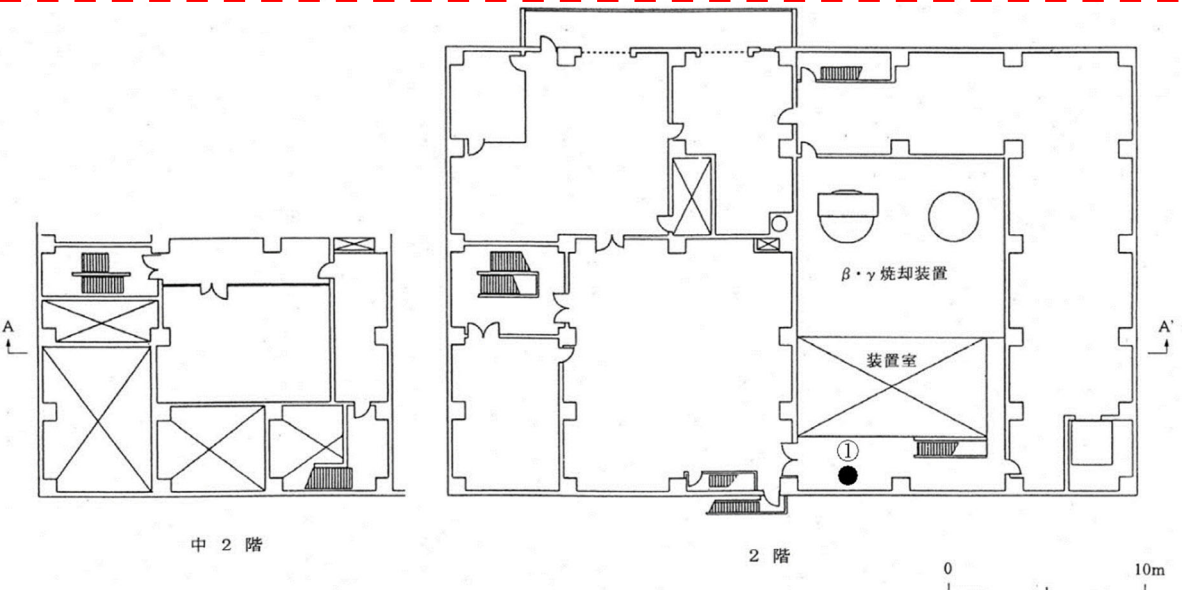
(削る)

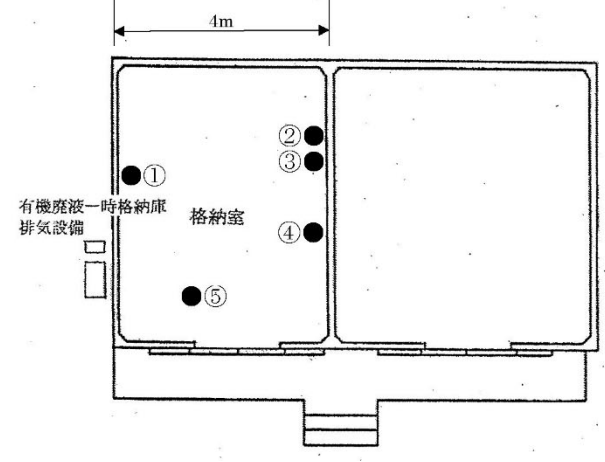
各条まとめ資料の統合を図るため削除



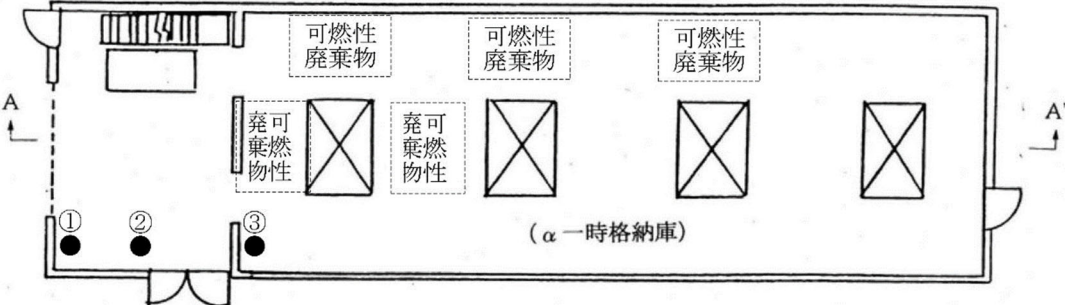
- 廃液処理棟 (2階)
- ①: 金属キャビネット (0.45mW×0.62mD×1.4mI) 内にファイル、チャート紙を収納 (5cm ファイル換算: 約 15 冊)
 - ②: 書類: 5cm ファイル約 3 冊相当
 - ③: 金属キャビネット (0.45mW×0.62mD×1.4mI) 内にファイル、チャート紙を収納 (5cm ファイル換算: 約 20 冊)
 - ④: 金属キャビネット (0.45mW×0.62mD×1.4mI) 内にファイル、チャート紙を収納 (5cm ファイル換算: 約 10 冊)
 - ⑤: 金属キャビネット (0.88mW×0.36mD×1.8mI) 内にファイル等を収納 (5cm ファイル換算: 約 25 冊)
 - ⑥: 金属キャビネット (0.88mW×0.36mD×1.8mI) 内に段ボール箱収納予備品 (約 10 個)
 - ⑦: 木箱 (0.8mW×0.45mD×0.6mI) 内に装置予備品を収納
 - ⑧: 木箱 (0.8mW×0.45mD×0.6mI) 内に装置予備品を収納
 - ⑨: 書類: 5cm ファイル約 4 冊相当
 - ⑩: カートン置場 (金属容器収納可燃性カートン 2 個)
 - ⑪: セメント装置養生ハウス (1.25mW×1.2mD×2.0mI)
 - ⑫: 書類: 5cm ファイル約 1 冊相当
 - ⑬: 金属キャビネット (0.88mW×0.36mD×1.8mI) ×2 台内にファイル等を収納 (10cm ファイル約 60 冊相当)
 - ⑭: 防護資材置場 (ゴム手袋: 約 30 双、布手: 約 30 双)
 - ⑮: 木製実験台 (3.6mW×0.75mD×1.4mI)
 - ⑯: 保管廃棄設備 (金属製箱 0.7mW×0.37mD×0.85mI, 5 月末現在の保管量 0 個)
 - ⑰: カートン置場 (金属容器収納可燃性カートン 2 個)

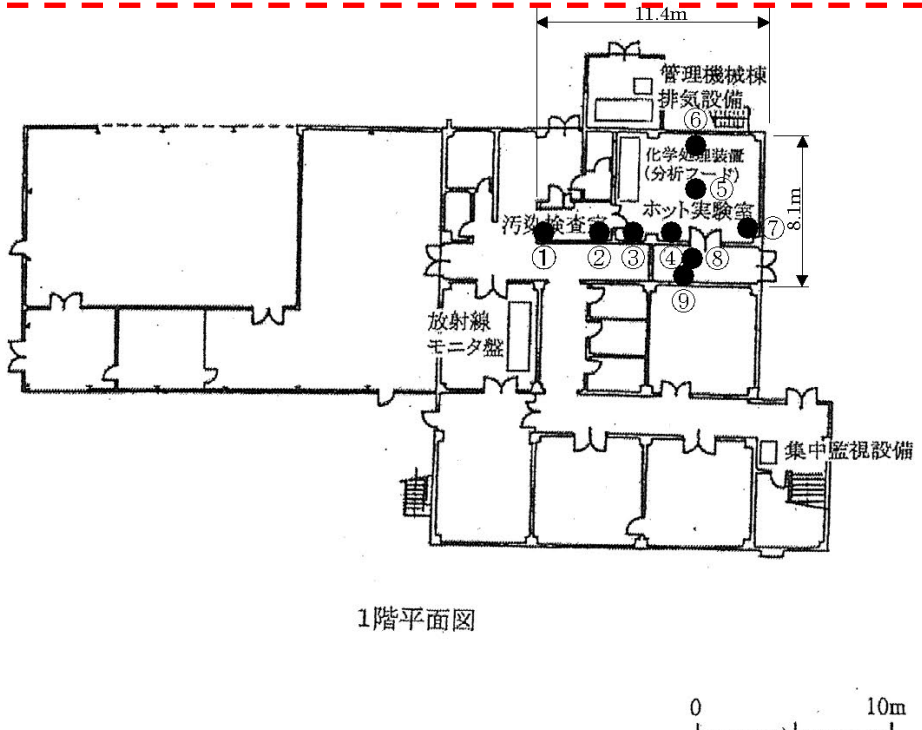
図 1 - 1 - 2 廃液処理棟 (2 階) 平面図及び可燃物配置

変更前	変更後	備考
 <p>中 2 階</p> <p>2 階</p> <p>0 10m</p> <p>β・γ 固体処理棟Ⅲ（2階） ①：資材置場（酢ビシート2本、防炎シート1本、合板2枚、アクリル板1枚）；【10m】</p> <p>図 1 - 5 - 3 β・γ 固体処理棟Ⅲ（2階）平面図及び可燃物配置</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="133 346 1320 1291" style="border: 2px dashed red; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">平面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>有機廃液一時格納庫</p> <p>①：有機廃液保管用ステンレス製 200ℓ ドラム缶、6 本：5 月末現在の保管量 第二石油類 2ℓ)</p> <p>②：防護資材置場 プラスチック容器内収納（ゴム手袋：約 20 双、布手：約 20 双、ウエス：約 3 束、ビニール袋：約 100 枚、ゴム長靴：3 側)</p> <p>③：カートン置場：(金属容器収納可燃性カートン 2 個)</p> <p>④：保管廃棄設備 (金属製箱 0.9mW×0.48mD×1.0mH、5 月末現在の保管量 0 個)</p> <p>⑤：防護衣ハンガーラック (黄色実験着：約 3 着)</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">図 1 - 1 5 有機廃液一時格納庫平面図及び可燃物配置</p> </div>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="133 409 1320 1554" style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">平面図</p> <p style="text-align: center;">断面図 (A-A' 矢視)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>β・γ一時格納庫 I</p> <p>① : 防護資材棚 (0.9mW×0.38mD×0.875mH 鋼製、特殊作業衣 10 着、黄色実験衣 7 着、ゴム手 60 双、布手 30 双、下着 30 枚、軍足 20 足、シューカバー10 足、ウエス 50 枚、テープ類 20 巻、サッサ 4 束、インシロック 100 本) ; [0.1m]</p> <p>② : 廃棄物置場 (0.75mW×0.49mD×0.92mH 鋼製、5 月末現在の保管量 可燃性カートン 2 個) ; [0.1m]</p> <p>③ : 棚 (0.9mW×0.38mD×1.78mH 鋼製、ポリ大袋 50 枚、ポリ中袋 30 枚、ポリ小袋 50 枚、ウエス 100 枚、タイベック 15 枚) 棚 (0.455mW×0.62mD×1.40mH 鋼製、ペール缶用外袋 20 枚) 清掃用具箱 (0.885mW×0.455mD×1.650mH 鋼製、ほうき 3 本、デッキブラシ 6 本、モップ 1 本) ; [0.1m]</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">図 1 - 1 6 β・γ一時格納庫 I 平面図及び可燃物配置</p> </div>	<p style="color: red; text-align: center;">(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="133 472 1305 1617" style="border: 2px dashed red; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">平面図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>α一時格納庫</p> <p>① : ほうき2本、すのこ1枚、枕木1本、梱包材サンプル1個 ;【4m】</p> <p>② : 記録票5枚、テープ10巻、サッサ60枚、布手20双、黄色実験衣4着、可燃性カートン1個、洗濯物10着 ;【1m】</p> <p>③ : 黄色実験衣10着 ;【0m】</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">図 1 - 1 7 α 一時格納庫平面図及び可燃物配置</p>	<p>(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前	変更後	備考
<div data-bbox="142 331 1317 1570" style="border: 2px dashed red; padding: 10px;">  <p style="text-align: center;">1階平面図</p> <div data-bbox="172 1060 1291 1444" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>管理機械棟</p> <ul style="list-style-type: none"> ①：木製靴箱 (0.24mW×0.3mD×1.42mH) ②：防護衣ハンガーラック (黄色実験着：約10着) ③：保管廃棄設備 (金属製箱 0.9mW×0.4mD×0.7mH、5月末現在の保管量0個) ④：カートン置場 (金属容器収納可燃性カートン2個) ⑤：木製実験台 (3.6mW×0.9mD×1.4mH、2台) ⑥：防護資材置場 (ゴム手袋：約30双、布手：約30双、ウエス：約2束、ビニール袋：約50枚) ⑦：分析用資材置場 (ポリ容器：1個、ポリビン：約10本) ⑧：金属棚 (0.65mW×0.7mD×0.75mH) 内にファイル等を収納 (5cmファイル換算：約5冊) ⑨：記録紙等：5cmファイル換算：約5冊、プラスチック容器内に収納 (ロール紙：約30本) </div> <p style="text-align: center;">図1-18 管理機械棟平面図及び可燃物配置</p> </div>	<p style="text-align: center;">(削る)</p>	<p>各条まとめ資料の統合を図るため削除</p>

変更前				変更後		備考
表 5 - 1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能 (1)						
施設	設備		基礎	支持方法	支持性能 (kN/m ²)	
					発生応力度	許容応力度
廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I	No.1~5貯槽	直接基礎	G.L-4.2m (標高約25m) 及び-5.8m (標高約23m) 付近の砂質シルト層に支持	111.2	235.4
		No.6貯槽			154.0	235.4
廃液処理棟	化学処理装置	凝集沈殿槽	直接基礎	G.L-2.0m (標高約28m) 付近のシルト質砂層に支持	186.4	196.1
		排泥槽	直接基礎	整地後のローム層の表層 (標高約30m) に支持	45.0	98.1
					40.5	
	廃液蒸発装置 I	北側	直接基礎	G.L-2.0m (標高約28m) 付近のシルト質砂層に支持	143.2	196.1
		南側			42.9	196.1
	廃液蒸発装置 II	周囲壁	直接基礎	G.L-2.0m (標高約28m) 付近のシルト質砂層に支持	168.1	196.1
	セメント固化装置	スラッジ槽	直接基礎	ローム層 (標高約30m) に支持	基礎躯体 圧縮: 220.0 引張: 30.0 せん断: 40.0	基礎躯体 圧縮: 14000.0 引張、せん断: 1400.0
濃縮液槽		シルト質砂層 (標高約28m) に支持		基礎躯体 圧縮: 80.0 せん断: 20.0		
混練機		ローム層 (標高約30 m) に支持		基礎躯体 圧縮: 200.0 引張: 30.0 せん断: 30.0		
				(削る)		各条まとめ資料の統合を図るため削除

変更前				変更後				備考		
表 5-1 廃棄物管理施設における施設の基礎と支持性能 (1)				(削る)				各条まとめ資料の統合を図るため削除		
施設	設備	基礎	支持方法						支持性能 (kN/m ²)	
									発生応力度	許容応力度
廃液貯留施設 I	廃液貯槽 I	No.1~5貯槽	直接基礎 G.L-4.2m (標高約25m) 及び-5.8m (標高約23m) 付近の砂質シルト層に支持						111.2	235.4
		No.6貯槽							154.0	235.4
廃液処理棟	化学処理装置	凝集沈殿槽	直接基礎 G.L-2.0m (標高約23m) 付近のシルト質砂層に支持						188.4	196.1
		排泥槽							No.1	45.0
	No.2		40.5							
	廃液蒸発装置 I	北側	直接基礎 G.L-2.0m (標高約23m) 付近のシルト質砂層に支持						143.2	196.1
		南側							42.9	196.1
	廃液蒸発装置 II	周囲壁	直接基礎 G.L-2.0m (標高約23m) 付近のシルト質砂層に支持						188.1	196.1
セメント固化装置	スラッジ槽	直接基礎	ローム層 (標高約30m) に支持						基礎躯体 圧縮: 220.0 引張: 30.0 せん断: 40.0	基礎躯体 圧縮: 14000.0 引張、せん断: 1400.0
	濃縮液槽		シルト質砂層 (標高約23m) に支持	基礎躯体 圧縮: 80.0 せん断: 20.0						
	混練機		ローム層 (標高約30 m) に支持	基礎躯体 圧縮: 200.0 引張: 30.0 せん断: 30.0						

変更前				変更後				備考
表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス(1/6)				表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス(1/6)				化学処理装置の使用の停止に伴う変更
建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	
廃液処理棟	C	<u>化学処理装置(二段凝集沈澱方式)</u> 凝集沈澱槽 2基 排泥槽 2基 スラッジ貯槽 1基 砂ろ過塔 2基 分析フード 4基	C	廃液処理棟	C	廃液蒸発装置I(強制循環型蒸気圧縮方式) 蒸気室 1基 カランドリア 1基 強制循環ポンプ 1基 蒸気圧縮機 1基 濃縮液受槽 1基	C	記載の追加
		廃液蒸発装置II(単効型自然循環方式) 蒸発缶 1基 充填塔 1基 凝縮器 2基 濃縮液受槽 1基	B 充填塔 C 凝縮器			廃液蒸発装置II(単効型自然循環方式) 蒸気室 1基 カランドリア 1基 強制循環ポンプ 1基 蒸気圧縮機 1基 濃縮液受槽 1基 <u>分析フード 4基*</u>	B 充填塔 C 凝縮器	
廃液貯留施設I	C	セメント固化装置(混練方式) <u>凍結再融解槽 2基</u> <u>スラッジ槽 1基</u> 濃縮液槽 1基 混練機 1式	C	廃液貯留施設I	C	セメント固化装置(混練方式) 濃縮液槽 1基 混練機 1式	C	化学処理装置の使用の停止に伴う削除
		廃棄物管理施設用廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 2基	C			廃棄物管理施設用廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 2基	C	
廃液貯留施設I	C	処理済廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 1基	C	廃液貯留施設I	C	処理済廃液貯槽 鉄筋コンクリート製貯槽 1基	C	記載の追加
		廃液貯槽I 鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式	C			廃液貯槽I 鉄筋コンクリート製貯槽 6基 常陽系統配管 1式	C	
				* : うち3基は管理機械棟に設置				

変更前				変更後				備考
表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス (2/6)				表1 建家及び主要な設備及び機器の耐震クラス (2/6)				有機廃液一時格納庫の削除 液体廃棄物の受入れ施設の見直し
建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	建家	建家の耐震クラス	主要な設備及び機器の種類	設備の耐震クラス	
廃液貯留施設Ⅱ	B	廃液貯槽Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	廃液貯留施設Ⅱ	B	廃液貯槽Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製貯槽 4基〕	B	
<u>有機廃液一時格納庫</u>	<u>C</u>	<u>有機廃液一時格納庫</u> 〔 <u>格納室 1室</u> <u>保管容器 6本</u> 〕	<u>C</u>					
排水監視施設	C	排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	排水監視施設	C	排水監視設備 〔鉄筋コンクリート製貯槽 1基〕	C	
β・γ 固体処理棟Ⅰ	C	β・γ 圧縮装置Ⅰ (堅型二軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 〕	C	β・γ 固体処理棟Ⅰ	C	β・γ 圧縮装置Ⅰ (堅型二軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 〕	C	
β・γ 固体処理棟Ⅱ	C	β・γ 圧縮装置Ⅱ (堅型三軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 フィルタ破砕機 1基 〕 β・γ 一時格納庫Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製ピット 1基〕	C	β・γ 固体処理棟Ⅱ	C	β・γ 圧縮装置Ⅱ (堅型三軸圧縮方式) 〔 圧縮機 1基 分類用ボックス 1基 フィルタ破砕機 1基 〕 β・γ 一時格納庫Ⅱ 〔鉄筋コンクリート製ピット 1基〕	C	
β・γ 固体処理棟Ⅲ	B	β・γ 焼却装置 (蓄熱型自然方式) 〔 焼却炉 1基 排ガス処理設備 1式 廃棄物投入設備 1式 焼却灰回収装置 1式 焼却灰固化装置 1式 〕 β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 〔 貯留タンク 3基 廃液移送容器 1基 〕	B 〔 廃棄物 投入設備 C 〕 C 〔 廃液移送 容器は除く 〕	β・γ 固体処理棟Ⅲ	B	β・γ 焼却装置 (蓄熱型自然方式) 〔 焼却炉 1基 排ガス処理設備 1式 廃棄物投入設備 1式 焼却灰回収装置 1式 焼却灰固化装置 1式 〕 <u>有機溶媒貯槽</u> 〔 <u>廃油タンク 1基</u> 〕 β・γ 固体処理棟Ⅲ 廃液貯槽 〔 貯留タンク 3基 廃液移送容器 1基 〕	B 〔 廃棄物 投入設備 C 〕 <u>B</u> C 〔 廃液移送 容器は除く 〕	

変更前	変更後	備考
<p>敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置（本文 4 項 A イ(2) 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設は、廃液処理棟、排水監視施設、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、固体集積保管場 I、固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設、廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、<u>有機廃液一時格納庫</u>、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から成る。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、施設周辺の斜面の崩壊等の影響を受けないように敷地の北部を標高約 24～35m の階段状に整地造成した台地に設置する。遮蔽設備を有する施設は、敷地周辺の標高に対して標高差を有し、遮蔽を考慮した配置とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設は、敷地東部（高速実験炉「常陽」の南側）の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に設置する。</p> <p>解釈第 3 項第 2 号について</p> <p>大洗研究所には一般排水溝があり、敷地東側の鹿島灘に通じている。廃棄物管理施設の排水監視施設は一般排水溝と接続されており、津波が発生した場合、一般排水溝から津波が遡上するおそれがあるが、一般排水溝と排水監視施設の接続点付近の標高は 20m 以上あり、最も大きな影響を及ぼす恐れがある茨城県が評価した津波浸水想定による津波最大遡上高約 9m に比べて十分高い位置にあること、排水監視施設と一般排水溝の間には閉止バルブがあることから、仮に津波が一般排水溝を遡上したとしても閉止バルブにより排水監視施設に逆流することはない。</p>	<p>敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置（本文 4 項 A イ(2) 抜粋）</p> <p>廃棄物管理施設は、廃液処理棟、排水監視施設、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 I、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 II、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 III、$\beta \cdot \gamma$ 固体処理棟 IV、α 固体処理棟、固体集積保管場 I、固体集積保管場 II、固体集積保管場 III、固体集積保管場 IV、α 固体貯蔵施設、廃液貯留施設 I、廃液貯留施設 II、$\beta \cdot \gamma$ 一時格納庫 I、α 一時格納庫、管理機械棟及び固体廃棄物減容処理施設から成る。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設を除く廃棄物管理施設は、施設周辺の斜面の崩壊等の影響を受けないように敷地の北部を標高約 24～35m の階段状に整地造成した台地に設置する。遮蔽設備を有する施設は、敷地周辺の標高に対して標高差を有し、遮蔽を考慮した配置とする。</p> <p>固体廃棄物減容処理施設は、敷地東部（高速実験炉「常陽」の南側）の標高約 40m の場所を平坦に整地造成した台地に設置する。</p> <p>解釈第 3 項第 2 号について</p> <p>大洗研究所には一般排水溝があり、敷地東側の鹿島灘に通じている。廃棄物管理施設の排水監視施設は一般排水溝と接続されており、津波が発生した場合、一般排水溝から津波が遡上するおそれがあるが、一般排水溝と排水監視施設の接続点付近の標高は 20m 以上あり、最も大きな影響を及ぼす恐れがある茨城県が評価した津波浸水想定による津波最大遡上高約 9m に比べて十分高い位置にあること、排水監視施設と一般排水溝の間には閉止バルブがあることから、仮に津波が一般排水溝を遡上したとしても閉止バルブにより排水監視施設に逆流することはない。</p>	<p>有機廃液一時格納庫の削除</p>